

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年12月27日

【事業年度】 第11期(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

【会社名】 株式会社エボラブルアジア

【英訳名】 Evolvable Asia Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉村 英毅

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕2丁目5番1号

【電話番号】 03 - 3431 - 6191(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 柴田 裕亮

【最寄りの連絡場所】 東京都港区愛宕2丁目5番1号

【電話番号】 03 - 3431 - 6191(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 柴田 裕亮

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第 8 期	第 9 期	第10期	第11期
決算年月	平成26年 9 月	平成27年 9 月	平成28年 9 月	平成29年 9 月
売上高 (千円)	1,451,127	2,754,912	4,000,643	5,534,194
経常利益 (千円)	93,391	305,591	571,396	695,876
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	44,999	172,482	340,321	420,193
包括利益 (千円)	73,403	195,390	364,065	596,909
純資産額 (千円)	201,843	397,234	2,371,360	3,226,422
総資産額 (千円)	1,273,099	2,064,186	4,841,644	7,478,640
1株当たり純資産額 (円)	12.34	24.88	136.44	163.91
1株当たり当期純利益 金額 (円)	3.28	12.56	22.17	25.06
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)			21.12	23.77
自己資本比率 (%)	13.3	16.5	47.0	37.2
自己資本利益率 (%)	30.9	67.5	26.0	16.6
株価収益率 (倍)			75.98	94.94
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	159,896	331,453	604,629	216,877
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	139,444	167,039	456,112	1,312,298
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	111,869	216,025	1,477,063	942,928
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	228,856	608,984	2,225,252	2,078,651
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	391 〔 - 〕	510 〔 - 〕	616 〔 - 〕	866 〔 - 〕

(注) 1. 当社は第 8 期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第 8 期及び第 9 期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の未行使残がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第10期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、平成28年 3 月31日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 第 8 期及び第 9 期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 第 8 期以降の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けております。

6. 当社は、平成27年12月18日付で株式 1 株につき300株、平成28年 8 月 1 日付で株式 1 株につき 3 株の株式分割を行っておりますが、第 8 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
売上高 (千円)	961,909	1,115,221	1,966,077	3,002,881	3,976,444
経常利益 (千円)	22,684	43,109	264,446	453,848	518,366
当期純利益 (千円)	14,561	19,676	153,020	281,863	373,555
資本金 (千円)	215,000	215,000	215,000	1,019,927	1,031,127
発行済株式総数 (株)	15,250	15,250	15,250	16,682,400	16,919,100
純資産額 (千円)	125,574	145,251	297,195	2,187,344	2,674,840
総資産額 (千円)	1,004,286	1,198,105	1,934,728	4,522,390	6,313,905
1株当たり純資産額 (円)	9.15	10.58	21.65	131.10	155.21
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	7 (-)
1株当たり当期純利益 金額 (円)	1.06	1.43	11.15	18.36	22.28
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)				17.49	21.13
自己資本比率 (%)	12.5	12.1	15.3	48.3	41.7
自己資本利益率 (%)	12.3	14.5	69.1	25.7	15.5
株価収益率 (倍)				91.74	106.8
配当性向 (%)					31.4
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕 (名)	46 〔 - 〕	49 〔 - 〕	50 〔 - 〕	67 〔 - 〕	91 〔 - 〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第7期から第9期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の未行使残がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、平成28年3月31日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
- 第7期から第9期までの株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 第8期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けております。なお、第7期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しており、当該監査を受けておりません。
- 当社は、平成27年12月18日付で株式1株につき300株、平成28年8月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

当社代表取締役社長吉村英毅は、平成19年5月に当社取締役会長の大石崇徳と共同で、オンライン旅行事業を目的とした株式会社旅キャピタルを設立いたしました。平成25年10月にはオンライン旅行事業のみでなく総合IT事業を営む会社としての方向性を明確化するため「株式会社エボラブルアジア」へ商号変更しております。

年月	概要
平成19年5月	東京都渋谷区道玄坂一丁目19番12号にオンラインによる旅行事業を行う目的で株式会社旅キャピタル（資本金50,000千円）を設立
平成19年8月	株式会社DTS（東京都知事登録旅行業第2-5989号）を子会社として設立し、その後(株)DTSが株式会社アイ・ブイ・ティから「e航空券.com」の事業を取得する 航空券販売サイト「e航空券.com」が当社グループのサービスとなる
平成19年10月	航空券販売サイト「エアーズゲート」を運営する株式会社Valcom（東京都知事登録旅行業第2-5713号）の全株式を取得し子会社化し、「エアーズゲート」が当社グループのサービスとなる
平成19年11月	本社を東京都港区芝三丁目5番5号に移転
平成20年1月	東京都知事登録旅行業第3-5991号で第三種旅行業務登録 日本旅行業協会に正会員として入会 海外旅行部門の営業力強化目的で旅ウェブ株式会社の海外旅行事業を取得 旅ウェブ株式会社より海外ホテル販売サイト「旅WEB」を取得し、当社グループのサービスとなる
平成21年6月	観光庁長官登録旅行業1872号で第一種旅行業務登録
平成21年9月	航空券の卸売り等の事業を営む株式会社アイ・ブイ・ティの全株式を取得し子会社化
平成21年10月	経営資源の集中と経営の効率化の目的で100%子会社である株式会社Valcom及び株式会社DTSを吸収合併
平成21年12月	株式会社パラダイムシフトより海外航空券販売サイト「CAS Tour」を取得し、当社グループのサービスとなる
平成23年8月	ワンストップで複数の商材を提供できる統一ブランド「TRIP STAR」のサービス開始
平成23年10月	経営資源の集中と経営の効率化の目的で100%子会社である株式会社アイ・ブイ・ティを吸収合併 法人向け出張サービス（BTM）販売開始
平成24年3月	ソルテックグループとの合併により「EVOLABLE ASIA CO., LTD.」（現連結子会社）をベトナムホーチミン市に設立 ITオフショア開発事業を開始 プライベートマークの認証取得
平成25年10月	社名を株式会社エボラブルアジアに変更
平成26年1月	株式会社空旅ドットコム（東京都知事登録旅行業第2-4890号）の航空券販売事業に関する営業権・資産を譲受、航空券販売サイト「空旅.com」が当社グループのサービスとなる
平成26年5月	EVOLABLE ASIA CO., LTD.のハノイ拠点 をベトナム ハノイ市に開設

年月	概要
平成27年7月	EVOLABLE ASIA CO., LTD.のダナン拠点をベトナム ダナン市に開設
平成27年10月	IATA公認旅行代理店認可取得
平成27年11月	EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED (現連結子会社) をベトナム ホーチミン市に設立
平成28年1月	株式会社エポラブルアジアのシリコンバレー拠点をアメリカ カリフォルニア州に開設
平成28年3月	東京証券取引所マザーズ市場へ上場
平成28年7月	キャンピングカーのレンタル事業を営む株式会社エルモンテRVジャパンの全株式を取得し子会社化
平成28年7月	日本国内のホテル・旅館宿泊予約サイト運営事業を営む株式会社らくだ倶楽部の全株式を取得し子会社化
平成28年8月	宿泊施設向けの一括プラン登録システム「かんざしクラウド」等の販売を目的として、株式会社ファーストキャメル及び株式会社アビリティコンサルタントとの合併により「株式会社かんざし」を東京都渋谷区に設立
平成28年10月	本社を東京都港区愛宕二丁目5番1号に移転
平成28年11月	全日本空輸と認可代理店契約を締結
平成28年12月	東南アジアでのオンライン旅行業拡大に向けて「EVOLABLE ASIA GLOBAL VIETNAM COMPANY LIMITED」をベトナムに設立
平成29年3月	両替事業を行う子会社「AirTrip Exchange」を設立
平成29年3月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
平成29年4月	当社ベトナム法人がDeNAベトナム法人であるPUNCH ENTERTAINMENT COMPANY LIMITEDを買収、子会社化。
平成29年8月	オリエンタルラジオを「エアトリ」イメージキャラクターに登用。テレビCM開始。
平成29年9月	メルマガ事業で最大手の株式会社まぐまぐを子会社化
平成29年11月	日本航空専売認可代理店の株式会社エヌズ・エンタープライズを子会社化

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社12社の計13社で構成されており、「One Asia -アジアは一つとなり、世界をリードする-」をビジョンに、「アジアの人々の「移動」と「協業」を、ITの力でより近くに」を企業ミッションとして事業展開を行っております。旅行商材の比較サイトによる直販（BtoC）、他社媒体へ当社の検索予約エンジンを提供するOEM提供（BtoBtoC）、ホールセール（BtoB）、法人の出張手配（BTM - Business Travel Management）を販路に、国内航空券を中心に旅行商材の販売を行う「オンライン旅行事業」と、ベトナムにおけるラボ型システム開発を行う「ITオフショア開発事業」、さらに急増する訪日旅客（インバウンド需要）に旅行商材を提供する「訪日旅行事業」、成長企業への投資を行う投資事業の4事業を主要事業として事業展開を進めております。

(1) オンライン旅行事業

当社は創業以来、国内航空券を中心とした旅行商品のインターネット販売を行っております。販路は、自社サイトの「エアトリ」を中心としたBtoC（PC、スマートフォンにて一般消費者向けの旅行商材の直販サイトの運営）、BtoBtoC（提携先企業のブランドにて旅行コンテンツの提供）、BtoB（他社旅行会社に対するホールセール）、BTM（企業の出張に係る社内承認手続き及び手配を一元管理）の4つです。

- ・ BtoC（PC、スマートフォンにて一般消費者向けの旅行商材の直販サイトの運営）

現在スマートフォン及びPCにおいて、自社ブランドであるインターネット予約サイト「エアトリ」を中心に、国内航空券等の旅行商材の比較サイトによる直販を主軸としたオンライン販売を行っております。今後はエアトリのブランディングや商材拡大による業容拡大を目指します。

- ・ BtoBtoC（提携先企業のブランドにて旅行コンテンツの提供）

他社が運営しているWEB媒体、会員組織に対して、当社の旅行コンテンツ（国内航空券・パッケージ旅行、海外航空券・ホテル商材等）の検索・予約エンジンをOEMで提供しております。コンテンツ利用者の視点では、それぞれの会社が自社の旅行サイトを運営しているように見えますが、実際は旅行サイト、システムの構築、ユーザー対応、旅券の発券業務等全て当社が運営しております。コンテンツ提供は無償で行っており、お客様が旅行商品をお申込みになった際に、その収益を媒体運営社と当社とでレベニューシェアしております。

- ・ BtoB（他社旅行会社に対するホールセール）

当社のホールセールとは、旅行会社に対し、旅行商品の卸売りを行うものであります。旅行商品の販売元と直接取引関係のない旅行会社や、販売元と取引関係があっても当社を介することにより、スピーディー、且つ多くの収益の獲得が見込まれると判断される旅行会社への販売となります。卸商品は、主に国内航空券です。

- ・ BTM（企業の出張に係る社内承認手続き及び手配を一元管理）

当社のBTM販売は、業務出張に関する移動及び宿泊の手配ニーズがある顧客に対し、BTM契約による旅行商品のワンストップサービスを提供するものであります。

OTA（Online Travel Agent）の強みを活かし、専用のBTMクラウドサービス『旅Pro-BTM』を、顧客に導入コスト無料・利用コスト無料で提供しております。『旅Pro-BTM』を利用して頂くことにより、旅行商品代金の節減並びに出張手配に係る時間短縮が実現でき、顧客のコストの削減に貢献しております。

- ・ その他

個別に法人顧客から海外ホテル、海外航空券、国内宿泊などの商材の受注を受けることがございます。

(2) ITオフショア開発事業

当社の連結子会社であるEVOLABLE ASIA CO., LTD.においてラボ型のシステム開発ソリューションを提供しております。プロジェクトごとに人員をアサインする一般的なプロジェクト型の受託開発モデルと異なり、ラボ型は、顧

客ごとに新たに人材を採用し、専属のエンジニアとして提供することを特徴としております。また、ラボ型の開発では、顧客がエンジニアの開発活動を随時確認することができ、一般的な受託開発モデルと比べ、格段に顧客の意向を反映することも可能なモデルであるため、約100%の稼働率を達成できるビジネスモデルとなっております。また、従来日本国内で行うことが多かった、システム開発の上流工程（要件定義等）のオフショア化を推進していくことにより、受注できるプロジェクト範囲の拡大を目指してまいります。

現在、日本国内に所在する企業を主要顧客としておりますが、平成28年9月期より米国における営業強化を図り米国企業向けの営業も行っております。また、孫会社であるEVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITEDでは、BPO（Business Process Outsourcing）ソリューションとよばれる、相対的に単純な業務プロセスの一部を受託する事業を展開しております。

(3) 訪日旅行事業

急増する訪日旅行需要に対応するため、訪日旅行者向けに多言語での国内航空券の横断検索、予約販売システムの多言語OEM提供に加え、新法制定も鑑みた民泊プラットフォーム構築の推進、海外でのOTA事業、訪日客向けキャンピングカーレンタル事業準備、日本国内での外貨から円貨への両替店舗の運営も行っており、一層の業容拡大を目指しております。

(4) 投資事業

当該事業は、成長企業への投資・育成を行うことにより、投資先企業の成長に伴うキャピタルゲインの獲得を期待しております。

事業系統図は以下になります。

事業系統図



*1…東京マスターズ (Tokyo Masters Co., Ltd.)

*2…EVOLABLE ASIA GLOBAL VIETNAM COMPANY LIMITED

*3…EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED

*4…Evolable Asia Co., Ltd.

*5…Evolable Asia Agent

*6…Evolable Asia Solutions

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) EVOLABLE ASIA CO., LTD. (注) 2,5	ベトナム ホーチミン市	USD200,000	ITオフショア 開発事業	51.0	当社システムの開発 を行っております。 役員の兼任2名
EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED	ベトナム ホーチミン市	VND1,000,000,000	ITオフショア 開発事業	51.0 (51.0)	役員の兼任1名
株式会社 Evolvable Asia Solutions	東京都港区	5,000千円	ITオフショア 開発事業	66.0 (66.0)	—
株式会社 エルモンテ RV ジャパン	東京都港区	10,000千円	オンライン 旅行事業	100	完全子会社。役員の 兼任3名。
株式会社 らくだ倶楽部	東京都港区	15,000千円	オンライン 旅行事業	100	完全子会社。当社よ り貸付。役員の兼任 1名
EVOLABLE ASIA GLOBAL VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム ホーチミン市	VND1,000,000,000	オンライン 旅行事業	100	完全子会社。
株式会社 東京マスターズ	東京都千代田 区	80,000千円	オンライン 旅行事業	100	完全子会社。役員の 兼任1名。
株式会社 AirTrip Exchange	東京都港区	27,000千円	オンライン 旅行事業	96.1	当社より貸付。役員 の兼任1名
株式会社 まぐまぐ	東京都品川区	100,000千円	オンライン 旅行事業	59.6	役員の兼任4名

- (注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 特定子会社であります。
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4. 議決権の所有割合欄の()内は、間接所有割合であります。
5. EVOLABLE ASIA CO., LTD.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	1,637,342 千円
	経常利益	224,580 "
	当期純利益	196,495 "
	純資産額	439,130 "
	総資産額	893,932 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
オンライン旅行事業	69
ITオフショア開発事業	768
投資事業	2
全社(共通)	27
合計	866

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に属している従業員であります。
3. 従業員数が前連結会計年度から250名増加しておりますが、これは主として、業容の拡大に伴う増加、及び当連結会計年度よりPUNCH ENTERTAINMENT COMPANY LIMITED、株式会社東京マスターズを連結の範囲に含めたことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
91	32.8	2.8	4,641

セグメントの名称	従業員数(名)
オンライン旅行事業	52
ITオフショア開発事業	10
投資事業	2
全社(共通)	27
合計	91

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に属している従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、中国の景気減速並びに、イギリスのEU離脱決定等の影響により、先進国を中心に回復基調は維持されたものの、全体的に緩やかな経済成長に留まりました。

これに対し、我が国の経済は、雇用・企業収益の改善に加え、2020年の東京オリンピック開催を控え、国内需要の増加やインバウンド需要による後押しにより、引き続き堅調なペースで景気が拡大しております。

旅行業界におきましては、平成29年1月から9月の日本人出国者数の累計は1,341万人で、前年同月時点の累計を約70万人上回っております。（出所：日本政府観光局（JNTO））また、訪日外国人観光客は平成29年1月から9月で2100万人を超え、今年の3月に決定した「明日の日本を支える観光ビジョン」における平成32年の目標である4000万人に向け、順調に推移しております。

このような状況のもと、当社はオンライン旅行代理店として、国内航空券販売を主軸に、サービスラインの多角化を図り、引き続き業績を拡大して参りました。また、オンライン旅行事業におけるノウハウを活かし、訪日旅行者を対象としたサービスを引き続き推進しております。

平成24年より開始したITオフショア開発事業においては、ベトナムにおけるラボ型開発を主軸に、多業種にわたり順調に顧客先を獲得し、雇用エンジニア数を増加させ、平成29年9月現在は750名規模まで成長しております。また、上場来本格化した投資事業においては、成長企業への投資を積極的に進め、平成29年9月現在、投資先を22社まで拡大しております。

このような環境の中、当社グループの当期連結累計期間の売上高は5,534,194千円、営業利益は730,853千円、経常利益は695,876千円、税金等調整前当期純利益695,876千円、親会社株主に帰属する当期純利益は420,193千円となりました。

なお、当社は平成30年9月期からIFRSへの移行を予定しており、当連結会計年度のIFRSにおける業績（非監査の参考数値）は売上高5,633,154千円、営業利益は1,008,390千円、親会社の所有者に帰属する当期純利益は765,350千円となります。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりであります。

オンライン旅行事業

オンライン旅行事業では、以下4つのサービスを提供しております。

- ・BtoCサービス（PC、スマートフォンにて一般消費者向けの旅行商材の直販サイトの運営）

新規顧客獲得のためにマスマーケティング、SEM強化、基幹システム的大幅リニューアル、リピーター増加施策のためにUIの改善等を実施したことが寄与し、利用者が順調に増加致しました。

- ・BtoBtoCサービス（提携先企業のブランドにて旅行コンテンツを提供する事業）

大手提携先の開拓強化、主要取引先のニーズに合致したサービスの提供、取引先とのコミュニケーションを強化したことが寄与し、利用額が増加致しました。

- ・BtoBサービス（他社旅行会社に対するホールセール事業）

航空会社の業界動向や取引先の施策に影響を受ける部分があり、国内線運航数の増加にともない、国内航空券を取り扱うオンライン旅行代理店業界全体が活況となり、売上高は堅調に推移しました。

- ・BTMサービス（企業の出張に係る社内承認手続き及び手配を一元管理する事業）

基本的に顧客企業数の増加及び利用率の増加と連動して売上が増加するビジネスモデルであるため、営業人員の追加、及び既存顧客中の利用率が相対的に低い顧客の掘り起し等を実施したことにより成長しました。

以上の結果、当連結会計年度のオンライン旅行事業の売上高は3,894,626千円、セグメント利益は964,821千円となりました。

ITオフショア開発事業

ITオフショア開発事業では、ベトナムのホーチミン、ハノイ及びダナンにて、主にEコマース・Webソリューション・ゲーム・システム開発会社等を顧客として、ラボ型の開発サービスを提供しております。

当社のラボ型開発モデルは、顧客ごとに専属のスタッフを都度新規採用してチームを組成する点にあります。また、顧客が随時ラボの開発状況を確認することが可能なスタイルとなっております。専属スタッフの中長期的なアサインを前提としておりますので、採用段階でいかに顧客のニーズに合致した人材を採用するか、各エンジニアのモチベーショ

ンをいかに高めていくかが開発の成否を左右します。

また、基本的に入月単価×人員数によって顧客に請求を行うビジネスモデルであり、クライアントに提供するエンジニア数と入月単価が売上に大きく影響を与えます。当連結会計年度においてはエンジニアの人員数の増加と、開発の効率化に伴う単価の上昇が、売上の増加に寄与しました。

この結果、当連結会計年度のITオフショア開発事業の売上高は1,661,001千円、セグメント利益は163,472千円となりました。

投資事業

投資事業では、既存事業とのシナジーを重視し、積極的なM&A、資本業務提携により、サービスラインの拡充とともに収益向上のために、成長企業への投資を推進しております。当連結会計年度においては、投資先を22社まで拡大し、初となるイグジット案件となる株式会社かんざしの一部株式売却にいたしました。

この結果、当連結会計年度の投資事業の売上高は103,372千円、セグメント利益は68,351千円となりました。

(2) キャッシュフローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は前連結会計年度末より146,600千円減少し、2,078,651千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動により獲得した資金は、前連結会計年度末より387,752千円減少し、216,877千円となりました。この主な要因は、税金等調整前当期純利益を695,876千円計上し、たな卸資産が230,089千円減少し、仕入債務が208,206千円増加した一方で、営業投資有価証券が1,003,053千円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は、前連結会計年度末より856,186千円増加し、1,312,298千円となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出294,567千円、無形固定資産の取得による支出467,803千円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出567,753千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動により獲得した資金は、前連結会計年度末より534,135千円減少し、942,928千円となりました。この主な要因は、短期借入による収入416,900千円、長期借入の借入による収入514,500千円、長期借入の返済による支出26,322千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社はオンライン旅行事業、ITオフショア開発事業及び投資事業を主たる事業としているため、生産実績及び受注実績はありません。

(1) 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
オンライン旅行事業	34,481,873	145.0

(注) ITオフショア開発事業、投資事業及びその他事業について、仕入れは該当がないため記載しておりません。

(2) 販売実績、取扱高実績

当連結会計年度の販売実績及び取扱高実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

販売実績

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
オンライン旅行事業	3,894,626	134.2
ITオフショア開発事業	1,661,001	151.0
投資事業	103,372	
その他事業	1,974	197.2
合計	5,660,973	141.5

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合について、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

取扱高実績

セグメントの名称	取扱高(千円)	前年同期比(%)
オンライン旅行事業	38,476,449	144.2

(注) ITオフショア開発事業、投資事業及びその他事業については、販売実績と取扱高実績は同数になります。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループでは下記の事項を対処すべき課題としてとらえ、対応に取り組んで参ります。

1. オンライン旅行事業

(1) 確固たるブランドの確立

これまで国内航空券市場においては、消費者に認知され、確立されたブランドは存在していなかったものと認識しております。こうした環境下、当社は「最もおトク」で「最も便利な」サービスをコンセプトに新ブランド「エアトリ」を平成29年9月期に立ち上げました。サービス品質の向上とともに、テレビCMをはじめ、マス広告を強化することにより、ブランドの認知度を高め、オーガニック検索での流入増加を目指します。

(2) 事業領域(取扱商材)の拡大

当社グループの売上は、国内航空券の販売に関わる収入が主体となっております。国内航空会社とは引き続き良好な関係を築いておりますが、中長期的な視点での経営の安定と事業の成長を鑑み、海外航空券、国内外宿泊予約、パッケージツアー等の取扱商材の多様化を図って参ります。

(3) 提携企業の拡大

当社は、自社ブランドである総合旅行プラットフォーム「エアトリ」を中心に、自社媒体インターネットサイトによる旅行商品の販売を行っておりますが、一方で、OEM提供(他社ブランドに対して、当社の旅行商材や検索・予約エンジン等を提供)、BTM(Business Travel Management、法人の出張手配)による販売にも注力しております。具体的には、訪問数が多いインターネットサイトへの旅行コンテンツの検索・予約エンジンの提供、出張需要が高い企業に対する出張手配を行うクラウドサービスの提供を通して、旅行商材の販売拡大を目指しております。今後、業容を継続的に拡大していくために、当社にとって優良な企業との提携を積極的に図ってまいります。

(4) システム技術・インフラの強化

当社が行っているインターネットを通じた旅行商品の販売は、購入者及びクライアントにとっていかに情報量が豊富であるか、いかにレスポンスが早いのか、いかに安い価格で提供できるか、いかに利便性が良いか等が必要不可欠なものであります。インターネットを利用して旅行商品を購入しようとするユーザーは、それら全てのサービスを求めて様々なサイトを検索・閲覧しております。当社では、当該機能等をより強化し、よりクライアント・ライクなシステムを提供することを目的に、今後もシステム技術の研磨とインフラの構築を行って参ります。

2. ITオフショア開発事業

(1) 海外の文化や習慣の把握

当社が行っているITオフショア開発事業は、各国の文化や習慣について把握しておく事が重要です。また、オフショア開発のプロジェクトを進める上で、開発を任せることになる技術者の国の労働環境や習慣が、計画を予定通りに進めることを妨げる可能性があります。これらをいち早く把握し、対処できるよう、今後も海外拠点との連携を強め、労働環境や社会情勢の状況把握を継続して強化してまいります。

3. 投資事業

(1) 投資先の育成

当社は、成長企業に対する投資・育成を行っております。当社の事業上のネットワークを活かした、取引先の紹介、商品・サービスの共同組成、共同販売等により、投資先の事業収益の向上並びに企業価値の向上を図り、適時投資先の事業進捗をモニタリングすることにより、投資先の管理体制の強化を行って参ります。

4. 全社に関わる事項その他

(2) 優秀な人材の確保

当社は、比較的少ない従業員で業務を推進しております。その核となる従業員は高い専門性とプロフェッショナル精神が求められます。これらの能力を兼ね備えた人材の確保は、業容の拡大に伴って急務となっており、今後も人材の確保・育成を図って参ります。

(3) コスト削減

当社は、人手が介在しなくてもオペレーションが可能な業務については、システムによる自動化を図っております。また、他社との競合の観点から、顧客へのサービス利便性の向上策と連動させながら、人件費の抑制及びグローバルな人材育成のために、海外の出資会社に対して今後も積極的に業務移管を進めて参ります。

4 【事業等のリスク】

当社グループにおいてとらえている事業等のリスクは以下のとおりであります。なお文中における将来に関する事項は、本提出日において当社が判断したものであります。

1. オンライン旅行事業

(1) 競合について

当社は創業以来、インターネットによる旅行商品の販売を行い、業界で高い評価を得ていると認識しております。しかしながら、インターネットによる旅行商品の販売が一般化するにつれ、近年その競合環境は激化しております。

当社では、航空会社との関係を強化するとともに、自社インターネットサイトの知名度向上、多数の会員をもつインターネットサイト運営者への旅行コンテンツのOEM供給、企業の出張に係る社内承認手続き及び手配を一元管理する事業、旅行商品の拡張などを目指すとともに、同業他社との資本・業務提携を積極的に進めていくことにより、競争力の強化を図って参ります。

しかしながら、競合環境によって売上の低下やサービスレベル向上に伴うコストの増加などにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 法的規制等について

当社は事業を行う上で、「旅行業法」、「古物営業法」その他の法令による規制を受けております。

当社では、これらの法律・法令や関連諸規則を遵守すべく、各サイト上での表示や顧客への説明、また、社内体制の確立とルール化を徹底しております。また、主として顧問弁護士や外部の専門家との情報交換等を通じて、積極的な情報収集及び適切な対応を行っております。しかしながら、これら法令に違反する行為が行われた場合もしくははやむを得ず遵守できなかった場合、及び行政機関により関連法令による規制の改廃や新設が行われた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(許認可等の状況)

(許認可等の状況)

許認可等の名称	許認可登録番号	有効期間	関連法令	許認可等の取消事由
第一種旅行業登録	観光庁長官登録 旅行業第1872号(登録)	平成25年10月16日～ 平成30年1月19日	旅行業法	同法第19条
古物商許可	東京都公安委員会許可 第301091207963号	平成24年8月8日～ 期限の定めなし	古物営業法	同法第6条

(3) 特定の取引先への依存度が高いことについて

当社は、主力商品の一つである国内航空券の仕入を以下の通り特定の取引先に依存しております。従って、特定の取引先において不測の事態が発生したり、航空券の販売方法や取扱い手数料に関する方針の変更があった場合、当社の業績及び事業展開に重大な影響を与える可能性があります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社ナニワツーリスト	9,717,876	42.9	17,345,169	57.2
株式会社ジャルセールス	5,495,971	24.3	5,113,003	16.9

(4) 自然災害及び国際情勢等の影響によるリスクについて

当社のオンライン旅行事業は、世界各地で発生しうる天災又は悪天候等の自然災害、及び海外における政情不安、国際紛争、大規模なテロ事件等、感染症等の疫病の発生及び蔓延、また事業展開対象国との外交関係の悪化等、外的要因の影響を大きく受けます。このような事象が発生した場合には、旅行需要が低下することにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社の訪日旅行事業は、当初は中国・アジア方面を中心に展開しておりますが、今後、当該地域において上記のような事象が発生した場合には、訪日外国人旅行者の減少等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) インターネットの検索効果について

当社が運営するインターネットサイトの集客効率は、検索エンジンの表示結果やスマートデバイスのアプリケーションの利用状況等の影響を大きく受けます。今後、検索エンジンの運営者における検索に係るアルゴリズムの変更、スマートデバイスにおけるアプリケーションの仕様及びその変更又は競合他社による対応等が行われた場合には、検索結果の表示が当社にとって有利に働かない状況が生じ、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 電子商取引（以下「eコマース」）の普及について

当社は、今後もBtoCのeコマース市場規模は拡大傾向が継続するものと考えております。しかしながら、eコマースをめぐる新たな法制度等の規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、当社の期待通りにeコマースの普及が進まない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

2. ITオフショア開発事業

(1) 競合について

ITオフショア開発事業においては、平成24年に事業開始後、平成29年には雇用エンジニア数が750名規模となっております。順調に推移しております。しかしながら、業界の特性として価格競争になりやすく、エンジニアの引き抜き等により、競争がもたらされております。

当社では、スケールメリットを活かし、人材獲得力や運営ノウハウ、強固なネットワークといった当社固有の強みを継続・強化していくことにより競争力の強化を図って参ります。

しかしながら、競合他社の「ラボ型」オフショア開発モデルの模倣により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 海外事業に関するリスク

当社グループは事業戦略の一環としてITオフショア開発事業を中心として海外市場での事業拡大を進めており、当社グループにおける海外事業の存在感は拡大しております。当社グループの海外事業は、グローバル経済や為替などの動向、投資や競争などに関する法的規制、商習慣の相違、労使関係、国際政治など、さまざまな要因の影響下にあり、これらのリスクが顕在化した場合、当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 投資事業

投資活動に伴い当該投資先が連結対象に加わった場合、マイナスの影響が発生するなど、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが投資時点においてその想定した通りに投資先が事業を展開できない場合、投資活動に伴い発生したのれん、有形固定資産、無形資産、株式などの金融資産の減損損失が発生するなど、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 全社に関わる事項その他

(1) 自然災害、事故等のリスクについて

当社の主要な事業拠点は、本社所在地である東京都であります。当該地区において大地震、台風等の自然災害及び事故、火災等により、業務の停止、設備の損壊や電力供給の制限等の不測の事態が発生した場合には、当社の事業活動に支障をきたす可能性があり、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 技術革新について

当社は、技術革新や顧客ニーズの変化のサイクルが極めて速いインターネット業界において、事業を行うにあたり、先端的な技術の知見やノウハウの蓄積、高度なスキルを有する優秀な技術者の採用等を積極的に推進する予定としております。しかしながら、これらの予定に何らかの困難が生じ、技術革新に対する適切な対応が遅れた場合、システム投資や人件費の増大、業界内における技術的優位性や競争力の低下が、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 会社組織に関するリスクについて

創業者への依存について

代表取締役である吉村英毅は、当社設立以来の最高経営責任者であり、経営方針や経営戦略の決定をはじめ、会社の事業推進に重要な役割を果たしております。同様に取締役会長である大石崇徳も設立当初から経営方針や経営戦略の決定等において重要な役割を果たしており、ツートップ体制により、互いに補完し合いながら、かつ互いに牽制が働く体制となっております。

また、当社では、取締役、執行役員、ゼネラルマネージャーを配置し、各々が参加する会議を開催し、意見等の吸い上げや情報共有などを積極的に進めております。適宜に権限移譲も行い、両氏に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により両氏とともに不測の事態が生じた場合、または、両氏が退任するような事態が発生した場合には、当社の業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

個人情報の管理について

当社は、事業の運営に際し、顧客その他の関係者の個人情報及び機密情報を大量に保有しております。当社では、個人情報の取扱と管理には細心の注意を払い、社内でのルール化やその手続きの明確化・徹底化を図っております。また、経済産業省の外郭団体である一般財団法人日本情報経済社会推進協会の発行するプライバシーマークを取得し、個人情報の管理を厳格にしております。

しかしながら、今後、第三者によるセキュリティ侵害、ハッキング、従業員の故意または過失等により、当社が保有する個人情報及び機密情報が外部に流出する又は不正に使用される等の事象が発生した場合、当社は顧客等に対する損害賠償責任を負うとともに、当局から業務改善命令を受ける可能性がある等、当社の業績、事業及び社会的信用に悪影響を与える可能性があります。

(4) ストック・オプション行使における株式価値の希薄化について

当社は、取締役、執行役員及び従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。

今後につきましても、ストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加えて、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合には、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は3,106,600株であり、発行済株式総数16,919,000株の18.4%に相当します。

(5) システムリスクについて

当社は、アクセス過多によるサーバー停止やネットワーク機器の故障および自然災害や事故、火災等によるシステムトラブルの発生を回避するために、サーバーの負荷分散、稼働状況の常時監視、定期的バックアップ実施の手段を講じることで、システムトラブルの防止及び回避に努めております。

しかしながら、顧客やコンテンツを管理しているサーバーや閲覧・予約システムにおいて何らかのトラブルが発生することで、顧客への情報提供や予約業務に障害が生じる可能性もあり、当該障害が生じた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 関連当事者との取引について

当社は、当連結会計年度(自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)において、当社役員である吉村英毅、大石崇徳、吉村英毅及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社である吉村ホールディングス株式会社との間に以下の取引があります。なお、関連当事者との重要な取引についての取引条件及び決定方針については、取締役会で承認を得ております。

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	吉村英毅	-	-	当社代表取締役	(被所有) 間接17.7	-	当社借入に対する債務被保証(注)1	61,324	-	-
							当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	409,279	-	-
役員	大石崇徳	-	-	当社取締役会長	(被所有) 直接37.6	-	当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	394,330	-	-
役員及び近親者が議決権の過半数を所有する会社	吉村ホールディングス株式会社(注)3	東京都港区	30,000	資産管理会社	(被所有) 直接17.7	役員の兼任1名	当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	394,330	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役である吉村英毅より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の第11期連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 当社は仕入債務に対して、代表取締役である吉村英毅、取締役会長である大石崇徳、主要株主である吉村ホールディングス株式会社より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の第11期連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 吉村ホールディングス株式会社は、当社役員吉村英毅及びその近親者が議決権の100%を所有している会社であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の当連結会計年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、一定の会計基準の範囲内において、資産・負債及び収益・費用の金額に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りにつきましては、経営者が過去の実績や現在の取引状況ならびに入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられる見積りや仮定を継続的に使用しておりますが、見積り及び仮定には不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は5,534,194千円となり、前連結会計年度に比べ1,533,551千円（前連結会計年度比38.33%増）増加いたしました。旅行商材の比較サイトによる直販（BtoC）、他社媒体へ当社の検索予約エンジンを提供するOEM提供（BtoBtoC）、ホールセール（BtoB）、法人の出張手配を販路に、国内航空券や海外ホテルを中心に旅行商材の販売を行う「オンライン旅行事業」と、ベトナムにおけるラボ型システム開発を行う「ITオフショア開発事業」が順調に推移したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は936,946千円となり、前連結会計年度に比べ257,932千円（同37.9%）増加いたしました。これは主に、ITオフショア開発事業の売上増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度の売上総利益は4,597,247千円となり、前連結会計年度に比べ1,275,618千円（同38.4%）増加いたしました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は3,866,393千円となり、前連結会計年度に比べ1,163,167千円（同43.0%）増加となりました。これは主に、広告宣伝費627,434千円の増加、給料手当222,264千円の増加によるものであります。

この結果、当連結会計年度の営業利益は730,853千円となり、前連結会計年度に比べ112,451千円（同18.1%）増加いたしました。

(営業外損益、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は17,942千円となり、前連結会計年度に比べ10,838千円増加となりました。これは主に、為替差益11,167千円の増加によるものであります。

当連結会計年度の営業外費用は52,919千円となり、前連結会計年度に比べ1,190千円減少いたしました。これは主に、為替差損15,000千円の減少によるものであります。

この結果、当連結会計年度の経常利益は695,876千円となり、前連結会計年度に比べ124,479千円（同21.7%）増加いたしました。

(特別損益、親会社に帰属する当期純利益)

当連結会計年度は特別利益、特別損失の発生はありません。

この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は420,193千円となり、前連結会計年度に比べ79,871千円（同23.4%）増加いたしました。

(3) 当連結会計年度の財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における総資産につきましては、前連結会計年度末に比べ2,636,996千円増加し7,478,640千円となりました。これは主に、営業投資有価証券が1,100,489千円増加したこと、のれんが621,844千円増加したこと、ソフトウェアが407,020千円増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債につきましては、前連結会計年度末と比べ1,781,934千円増加し、4,252,217千円となりました。これは主に、長期借入金が535,492千円増加したこと、短期借入金が430,020千円増加したこと、支払手形及び買掛金が265,032千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ855,062千円増加し、3,226,422千円となりました。これは主に、利益剰余金が420,194千円増加したこと、非支配株主持分が309,549千円増加したことによるものであります。

(4) 当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 [事業の状況] 1 [業績等の概要]の(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社オンライン旅行事業におきましては、業界全体の動向や取引先の施策に影響を受ける部分が大きく御座います。また、ITオフショア開発事業に関しましては、基本的に人月単価×人員数によって顧客に請求を行うビジネスモデルであるため、新規ラボの開発設数、既存ラボの増減員数が売り上げに大きく影響を与えます。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の内容となっております。当社は、これらのリスク要因について、リスク軽減策を講じるように取り組んで参ります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、今後の景気回復に伴ない旅行市場が更に成長し続けるものと見込んでおり、当社のオンライン旅行事業の成長を促進させております。また、ITオフショア開発を進めることにより競合他社との競争を優位に進めていくため、システム全般の強化を図って参ります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が今後も成長するためには、自社直販サイト「エアトリ」のサービス改善を行うことによる利便性の向上およびマス広告を含めたブランディング及び事業規模の拡大に合わせて適宜人員拡充を進めるとともに、組織体制の整備を進めていくことが重要であると認識しております。このため、営業部門、システム開発部門等について事業規模や必要性に応じた採用を適宜行うとともに、内部管理体制の強化等の組織体制の構築を図って参ります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の主な設備投資は、オンライン旅行事業に関わるシステムのため総額462,660千円の投資を実施しました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成29年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)	
			建物附属 設備	車両運搬具	工具器具 備品	のれん	ソフト ウェア	その他		合計
本社 (東京都 港区)	オンライン 旅行事 業 IT オ フ ショア開 発事業 投資事業	本社機能	73,095		21,115	36,842	591,914		722,967	91

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 子会社

平成29年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内 容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)	
				建物附属 設備	車両運搬 具	工具器具 備品	のれん	ソフト ウェア	その他		合計
EVOLABLE ASIA Co., Ltd.	ベトナム・オ フィス (ベトナム・ホ ーチミン 市)	IT オ フ ショア開 発事 業	本 社 機 能	66,491		47,218	38,590	309	7,123	159,733	527
株式会社 エルモン テRV ジャパン	船橋事業 所	オンラ イン旅 行事業	営業車 両		105,372					105,372	1

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
提出 会社	本社 (東京都港 区)	オンライン 旅行事業	ソフ ト ウ ェ ア	549,471		自己資金 借入金	平成29年 10月	平成30年 9月	(注) 2 .
				623,071		自己資金 借入金	平成30年 10月	平成31年 9月	(注) 2 .
				765,471		自己資金 借入金	平成31年 10月	平成32年 9月	(注) 2 .

(注) 1、上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2、完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年12月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,919,100	17,292,300	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	16,919,100	17,292,300		

(注) 提出日現在の発行数には、平成29年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成20年3月10日の株主総会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	60(注1)	30(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000(注1、6)	27,000(注1、6)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日～ 平成30年3月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12 資本組入額 6 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、900株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く)には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下の通りであります。

新株予約権の権利を行使する時において、当社又は子会社の役員及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

上場後1年間においてはその二分の一を、それ以後においては全数行使出来るものとする。
相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとする時は、当社の取締役会の承認を得るものとする。

子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。

租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。

- (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
- (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合はその新株予約権を無償で取得することができる。

消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、また平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成23年9月30日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第2回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	137(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	123,300(注1、6)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	45(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成25年10月1日～ 平成33年8月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 45 資本組入額 23 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、900株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く)には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。

租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。

- (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
- (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること

株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

新株予約権者は、割り当てられた新株予約権について、上場後1年間はその2分の1について権利行使することができる。(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)また、上場から1年が経過した日からは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

その他の権利行使条件は、当社の株主総会及び取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- (i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
- (ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、また平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年9月30日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第3回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	195(注1)	181(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	175,500(注1、6)	162,900(注1、6)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	636(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成29年10月1日～ 平成37年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 636 資本組入額 318 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、900株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く)には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。

租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。

- (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
- (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること

当社の株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- (i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
- (ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合

消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、また平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年9月30日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第4回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	148(注1)	146(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	133,200(注1、6)	131,400(注1、6)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	636(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成28年3月31日～ 平成37年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 636 資本組入額 318 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、900株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く)には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。

租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。

- (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
- (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること

新株予約権者は、割り当てられた新株予約権について、上場後1年間はその2分の1について権利行使することができる。(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)また、上場から1年が経過した日からは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。

株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- (i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
- (ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合

消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、また平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年9月30日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第5回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	100(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000(注1、6)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	636(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成28年3月31日～ 平成37年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 636 資本組入額 318 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、900株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く)には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。

租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。

- (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
- (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること

新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

ア．上場後1年間は、割当てられた新株予約権の4分の1について権利行使することができる。(権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

イ．上場から1年が経過した日からは、割当てられた新株予約権の4分の2について権利行使することができる(前記アにおいて権利行使することが可能になっている4分の1を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

ウ．上場から2年が経過した日からは、割当てられた新株予約権の4分の3について権利行使することができる。(前記アにおいて権利行使することが可能になっている4分の2を含む。なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

エ．上場から3年が経過した日からは、割当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができる。

株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

- 4．当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- (i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
- (ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合

消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる

- 5．当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

- 6．平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、また平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成27年10月23日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第6回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	70(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	63,000(注1、6)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	636(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成29年10月24日～ 平成37年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 636 資本組入額 318 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の株主総会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、900株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、会社分割を行う場合、ならびに、完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合も、必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に、時価を下回る価額で、当社が新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合を除く)には、次の算式により1株あたりの払込金額を調整するものとする(1円未満の端数は切り上げる)。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、甲は必要と認める払込金額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権の付与を受けたものは、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合ならびに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

当社又は当社の子会社の取締役又は使用人でない場合は、その権利行使に際して、当社の取締役会の承認を得るものとする。

租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使に当たっては、以下の定めに従うものとする。

- (i) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1千2百万円を超えないこと
- (ii) 権利行使により取得した株式が当社の指定する証券会社の本人名義の株式保護預り口座に保護預かりされること
株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合又は権利を喪失する要件に該当した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の新株予約権を無償で取得することができる。

- (i) 当社の就業規則に規定する懲戒事項に該当した場合
- (ii) 取締役としての忠実義務等の会社に対する義務に違反した場合
消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる

5. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させる。承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換または株式移転に際して、当社の取締役会が決定する。

取締役会による譲渡承認

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年12月18日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、また平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年8月10日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は次のとおりであります。

第7回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,662(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	498,600(注1、6)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,574(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成28年10月1日～ 平成33年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,574 資本組入額 787 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使期間中において次の各号に掲げる条件を満たした場合、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 権利行使期間中に、新株予約権者が当社に対して顧客を紹介したことにより、当該顧客と当社との間に当社が提供するサービス(BTMサービス、ITオフショア開発サービス及びオフショアBPOサービス)

に係る契約が成立し、権利行使期間における当社各事業年度（10月1日～9月末日）において、当該契約に係る取扱高（当社が提供するサービスに係る当社の顧客に対する総販売額をいう。以下同じ。）の合計が50億円以上になった場合：新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の50パーセントを行使期間満了までに行使することができる。

(b)権利行使期間中に、新株予約権者が当社に対して顧客を紹介したことにより、当該顧客と当社との間に当社が提供するサービス（BTMサービスITオフショア開発サービス及びオフショアBPOサービス）に係る契約が成立し、権利行使期間における当社各事業年度（10月1日～9月末日）において、当該契約に係る取扱高の合計が100億円以上になった場合：新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の100パーセントを行使期間満了までに行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件として定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（注）3 に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）4 に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年8月10日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第8回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	402(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,600(注1、6)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,574(注2、6)	同左
新株予約権の行使期間	平成28年10月1日～ 平成38年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,574 資本組入額 787 (注6)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)	(注5)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、300株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の発行決議日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の発行決議日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

(1)平成29年9月期、平成30年9月期、平成31年9月期のいずれかの連結会計年度にかかる連結損益計算書の営業利益が15億円を超過した場合において、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。

(2)新株予約権者は以下の区分に従って、新株予約権の全部または一部を行使することができる。

(a)平成29年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の3分の1について行使することができる。

(b)平成30年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の3分の2について行使することができる。

(c)平成31年9月末日以降は、割当てられた新株予約権の全てについて行使することができる。

なお、権利行使可能となる新株予約権の数に1未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」)は、当社または当社子会社の取締役、使用人(執行役員を含む。)または業務委託者の地位(以上を総称して以下、「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記およびの規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合(本新株予約権者の死亡による場合を除く。)で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記およびの規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

上記及びに定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権者は、以下のア乃至カに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- ア 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人(執行役員を含む。)である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
- イ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ウ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- エ 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- オ 禁錮以上の刑に処せられた場合
- カ 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下の通りであります。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件として定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記（注）4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 平成28年8月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成29年7月7日の臨時取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

第9回、第10回、第11回新株予約権		
	事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成29年11月30日)
新株予約権の数(個)	20,869 個(注2) 第9回新株予約権5,722個 第10回新株予約権6,732個 第11回新株予約権8,415個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注3)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,086,900株(注2,4) 第9回新株予約権572,200株 第10回新株予約権673,200株 第11回新株予約権841,500株	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額(注2,5) 第9回新株予約権3,500円 第10回新株予約権4,500円 第11回新株予約権6,000円	同左
新株予約権の行使期間	平成29年7月25日～ 平成31年7月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(a) 新株予約権の目的である株式の総数は確定しており、行使価額が修正されても変化しない(但し、注4「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。

(b) 新株予約権の行使価額の修正基準：当社は、平成30年1月25日以降、平成31年7月23日まで(同日を含む。)の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取

引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。

(c)行使価額の修正頻度：行使価額の修正は、6ヶ月に一度以下の頻度でのみ行うことができる。

(d)行使価額の下限：当初2,918円(但し、注5「新株予約権の行使時の払込金額」(d)の規定を準用して調整されることがある。)

(e)割当株式数の上限：新株予約権の目的である株式の総数は2,086,900株、割当株式数は100株で確定している。

(f)新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限((d)に記載の行使価額の下限にて新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：第9回1,697,889,060円、第10回1,979,746,560円、第11回2,460,461,850円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)

(g)本新株予約権には、当社の決定により新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、注6「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。

3. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

4. 新株予約権の目的となる株式の数

(a)新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,086,900株とする(新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。)。但し、(b)乃至(d)により割当株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(b)当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」(d)の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(c)調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る注5「新株予約権の行使時の払込金額」欄(d)第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(d)割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、注5「新株予約権の行使時の払込金額」欄(d)第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

(a)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(b)新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初3,500円(第9回)、4,500円(第10回)、6,000円(第11回)とする。

(c)行使価額の修正

(1)当社は、平成30年1月25日以降、平成31年7月23日まで(同日を含む。)の期間において、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該通知が行われた日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。

(2)前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が2,918円(以下「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

(3)上記第(1)号にかかわらず、以下の各場合には、当社は、上記第(1)号に基づく行使価額の修正を行うことができない。

当社又はその企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第4条第1項第1号に定める企業集団をいう。)に属するいずれかの会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれがある事実(金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。)が存在する場合

直前になされた上記第(1)号に基づく行使価額の修正に係る通知が行われた日から6ヶ月が経過していない場合

(d)行使価額の調整

(1)当社は、当社が新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。))とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第11回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(a)当社は、第11回新株予約権の取得が必要であるとして、平成30年1月25日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、新株予約権1個当たり4,930円(第9回)、2,280円(第10回)、590円(第11回)の価額で、新株予約権者(当社を除く。)の保有する新株予約権の全部を取得することができる。

(b)当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、新株予約権1個当たり4,930円(第9回)、2,280円(第10回)、590円(第11回)の価額で、新株予約権者(当社を除く。)の保有する新株予約権の全部を取得する。

(d)当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、新株予約権1個当たり4,930円(第9回)、2,280円(第10回)、590円(第11回)の価額で、新株予約権者(当社を除く。)の保有する新株予約権の全部を取得する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年10月29日 (注) 1	577	15,827	165,137	380,137	165,137	185,137
平成27年12月18日 (注) 2	4,732,273	4,748,100	-	380,137	-	185,137
平成28年3月30日 (注) 3	620,000	5,368,100	513,360	893,497	513,360	698,496
平成28年5月9日 (注) 4	149,500	5,517,600	123,786	1,017,283	123,786	822,282
平成28年8月1日 (注) 5	11,118,000	16,635,600	-	1,017,283	-	822,282
平成27年10月1日～ 平成28年9月30日 (注) 6	46,800	16,682,400	2,644	1,019,927	2,644	824,927

- (注) 1. 有償第三者割当増資、発行価格572,400円、資本組入額286,200円
割当先 Fenox Venture Company IX, L.P.、Fenox Venture Company III, L.P.、
Fenox Venture Company VIII, L.P.
2. 株式分割(1:300)によるものであります。
3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
発行価格 1,800円
引受価額 1,656円
資本組入額 828円
4. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
発行価格 1,656円
資本組入額 828円
割当先 株式会社SBI証券
5. 株式分割(1:3)によるものであります。
6. 新株予約権の行使によるものであります。
7. 平成29年10月1日から平成29年11月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が35,100株
資本金が2,737千円、資本準備金が2,737千円増加しています。
8. 平成29年10月6日の株式交換により、発行済株式総数が148,500株増加しています。
9. 平成29年11月6日の株式交換により、発行済株式総数が189,600株増加しています。

(6) 【所有者別状況】

平成29年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		18	53	102	42	6	12,526	12,747	-
所有株式数 (単元)	-	6,198	4,645	33,768	3,811	455	120,275	169,152	3,900
所有株式数 の割合(%)	-	3.66	2.75	19.96	2.25	0.27	71.10	100.00	-

(7) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
大石 崇徳	東京都港区	6,365	37.62
吉村ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1-34-3705	2,996	17.71
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	241	1.42
株式会社ベクトル	東京都港区赤坂四丁目15-1 赤坂ガーデン シティ18階	229	1.36
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	ONE LINCOLN STREET. BOSTON MA USA 02111	186	1.10
秋山 匡秀	神奈川県横浜市中区	83	0.49
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	83	0.49
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	P.O.BOX 351 BOSTON MASSA CHUSETTS 02101 U.S.A.	79	0.47
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	78	0.46
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	72	0.43
計		10,416	61.56

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 206千株

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,915,200	169,152	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	3,900	-	-
発行済株式総数	16,919,100	-	-
総株主の議決権	-	169,152	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。
当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成20年3月10日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成20年3月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員21
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第2回新株予約権（平成23年9月30日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成23年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、監査役4、外部支援者4、当社従業員51
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第3回新株予約権（平成27年9月30日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成27年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1、当社従業員48
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第4回新株予約権（平成27年9月30日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成27年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役2、外部支援者1、当社従業員47、当社元従業員2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回新株予約権（平成27年9月30日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成27年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	外部支援者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第6回新株予約権（平成27年10月23日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成27年10月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1、当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第7回新株予約権（平成28年8月10日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成28年8月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	業務委託先1社
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第8回新株予約権（平成28年8月10日臨時取締役会決議）

決議年月日	平成28年8月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員17、当社子会社役員5、当社子会社従業員1、外部協力者1、当社新規採用者4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当項目はありません

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当項目はありません

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当項目はありません

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益配当金を含めた利益還元を経営の重要施策として位置付けており、財務体質と経営基盤の強化、並びに長期的な展望に立った投資への資金需要に備えるための内部留保を行いつつ、安定的に配当を行うことにより利益還元を図ることを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができるものとしておりますが、現状期末配当のみを実施しています。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。

前期までは、当社グループが成長過程にあり、内部留保の充実を図り、事業拡大を目的とした事業資金・企業体制の強化等に充当することが⁹⁹、株主に対する利益還元につながるとの考えから、配当を実施しておりませんでした。今期、当社は、平成29年3月31日に東証第一部に市場変更を行い、安定した収益基盤確保が⁹⁹なされたとの判断から、株主の皆様への利益還元を一層重視することとし、配当方針の変更を決定し、1株当たり7円00銭を配当することを決議いたしました。

当社の剰余金の配当は、連結利益を基礎とし、連結配当性向20%程度を目途にしており、積極的な事業展開に備えるための内部留保を重視しつつも、業績に応じた利益配分（高い利益成長と高い配当）を目指しております。

次期の剰余金の配当につきましては、株主の皆様への利益還元、経営体質の強化等を総合的に検討しました結果、9月30日を基準日として、上記の方針及び利益水準の見通しに基づく年間配当10円00銭を予定しております。

決議年月日	配当金の総額 (円)	1株当たり配当額 (円)
2017年12月22日 定時株主総会決議	118,433,700	7.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
最高(円)				2,297 1,910	3,920
最低(円)				821 1,275	1,325

- (注) 1. 最高・最低株価は、平成29年3月31日より東京証券取引所市場第一部における株価であり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場における株価を記載しております。
2. 当社株式は、平成28年3月31日から東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
3. は、株式分割（平成28年8月1日、1株 3株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	3,150	3,050	3,190	3,025	2,740	2,547
最低(円)	2,355	2,661	2,825	2,622	2,445	2,222

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)における株価を記載しております。

5 【役員の状況】

男性11名女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		吉村 英毅	昭和57年5月23日	平成15年5月 株式会社Valcom設立 代表取締役社長（平成21年10月当社と合併） 平成19年3月 吉村ホールディングス株式会社設立、代表取締役社長就任（現任） 平成19年5月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 平成27年8月 EVOLABLE ASIA CO., LTD.取締役就任（現任） 平成27年10月 EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED設立、取締役就任（現任） 平成28年8月 株式会社エルモンテRVジャパン取締役就任（現任） 平成29年3月 株式会社AirTrip Exchange代表取締役社長就任（現任） 平成29年8月 株式会社かんざし取締役就任（現任） 平成29年9月 株式会社まぐまぐ取締役就任（現任）	(注)3	
取締役会長		大石 崇徳	昭和47年11月19日	平成7年11月 株式会社アイ・ブイ・ティ設立 代表取締役社長（平成23年10月当社と合併） 平成12年8月 株式会社サイバゲート設立、代表取締役就任 平成19年5月 当社設立 平成19年8月 株式会社DTS設立、代表取締役社長就任（平成21年10月当社と合併） 平成21年10月 当社取締役会長就任（現任） 平成27年8月 EVOLABLE ASIA CO., LTD.取締役就任（現任） 平成29年5月 株式会社東京マスターズ代表取締役社長就任（現任） 平成29年9月 株式会社まぐまぐ取締役就任（現任）	(注)3	6,365,700
取締役 CFO	管理部管 掌	柴田 裕亮	昭和57年8月5日	平成17年3月 監査法人トーマツ(現・有限責任監査法人トーマツ)入社 平成22年9月 野村證券株式会社に出向(平成24年帰任) 平成27年5月 当社取締役CFO就任（現任） 平成28年8月 株式会社エルモンテRVジャパン監査役就任（現任） 平成28年8月 株式会社かんざし取締役就任（現任） 平成29年9月 株式会社まぐまぐ取締役就任（現任）	(注)3	
取締役 CMO	マーケ ティン グーソ リユ ーシ ョン 室 管 掌	松濤 徹	昭和47年5月10日	平成7年4月 近畿日本ツーリスト株式会社入社 平成12年7月 ヤフー株式会社入社 平成24年10月 グーグル株式会社入社 平成27年11月 当社執行役員CMO就任 平成27年12月 当社取締役CMO就任（現任） 平成28年8月 株式会社らくだ倶楽部代表取締役就任（現任） 平成29年9月 株式会社まぐまぐ取締役就任（現任）	(注)3	
取締役	経営企画 室管 掌	王 伸	昭和62年4月11日	平成22年4月 税理士法人トーマツ 移転価格戦略コンサルティング入社 平成25年9月 KPMG税理士法人 国際事業アドバイザー入社 平成26年11月 当社経営企画室室長就任（現任） 平成27年4月 当社執行役員就任 平成28年8月 株式会社エルモンテRVジャパン取締役就任（現任） 平成28年12月 当社取締役就任（現任）	(注)3	
取締役		森部 好樹	昭和23年12月5日	昭和47年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成9年12月 興銀証券株式会社取締役就任 平成11年5月 株式会社ビックカメラ取締役就任 平成12年4月 株式会社興和代表取締役社長就任 平成14年12月 株式会社オンデーズ代表取締役社長就任 平成20年6月 株式会社共同広告社代表取締役社長就任 平成25年4月 有限会社ロッキングホース 代表取締役社長就任（現任） 平成28年12月 当社取締役就任（現任）	(注)3	

取締役		小俣 泰明	昭和52年10月10日	平成15年1月 平成17年12月 平成21年6月 平成22年5月 平成24年8月 平成28年1月 平成28年12月	株式会社伊勢丹データーセンター入社 NTTコミュニケーションズ株式会社入社 クルーズ株式会社取締役就任 クルーズ株式会社 取締役 技術統括担当 執行役員就任 株式会社トライフォート 代表取締役 CVO/CTO就任 アルサーガパートナーズ株式会社代表取 締役就任（現任） 当社取締役就任（現任）	(注)3	
-----	--	-------	-------------	---	---	------	--

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		若林 嗣弘	昭和22年10月27日	昭和46年4月 日清食品株式会社入社 昭和57年3月 Robert Bosch Japan入社 平成元年5月 Jaguar Japan入社 平成5年1月 Barclay Japan入社 平成16年11月 モバイルキャスト株式会社入社 平成18年8月 New City Property Service入社 平成21年6月 当社入社 平成22年6月 当社管理部ゼネラルマネージャー就任 平成23年3月 当社内部監査室ゼネラルマネージャー就任 平成23年8月 当社監査役就任(現任) 平成28年8月 株式会社エルモンテRVジャパン監査役就任(現任) 平成28年8月 株式会社かんざし監査役就任(現任) 平成28年9月 株式会社らくだ倶楽部監査役就任(現任)	(注)4	16,200
監査役		岡田 雅仁	昭和27年3月25日	昭和45年4月 株式会社富士銀行(現・株式会社みずほ銀行)入社 平成16年5月 株式会社すまい取締役就任 平成20年7月 株式会社コスモライフ常務取締役就任 平成20年8月 株式会社M&Eコンサルティング代表取締役(現任) 平成22年10月 当社監査役(現任)	(注)4	6,900
監査役		天屯 吉明	昭和23年7月21日	昭和46年11月 株式会社伊勢善入社 昭和51年9月 大京化学株式会社入社 平成12年6月 衆議院議員公設第一秘書就任 平成20年1月 株式会社TKMC設立、代表取締役就任(現任) 平成20年6月 当社社外取締役就任(平成23年4月退任) 平成22年8月 株式会社エレテックコーポレーション専務取締役就任 平成23年4月 当社監査役(現任)	(注)4	6,500
監査役		森田 正康	昭和51年1月14日	平成11年9月 株式会社スペースアルク取締役 平成14年4月 NPO教育支援協会理事 平成15年6月 株式会社アルク取締役 平成17年5月 株式会社代々木高校取締役就任(現任) 平成18年12月 株式会社ヒトメディア代表取締役(現任) 平成21年4月 株式会社English Central取締役(現任) 平成23年12月 株式会社トランネット取締役(現任) 平成26年4月 Classi株式会社取締役(現任) 株式会社AMPLE 取締役(現任) 平成26年12月 当社非常勤監査役(現任) 平成27年5月 株式会社ヒトトキインキュベーター代表取締役(現任) 平成27年5月 株式会社GLOBAL EDUCATION PARTNERS取締役(現任) 平成27年9月 English Central Inc.取締役(現任) 株式会社オープンエイト社外取締役(現任) 平成28年6月 株式会社ポリグロッツ取締役(現任) 平成28年7月 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社取締役(現任) 平成29年9月 株式会社まぐまぐ監査役就任(現任)	(注)4	
計						6,395,300

- (注) 1. 取締役森部好樹及び小俣泰明は、社外取締役であります。
2. 監査役岡田雅仁及び森田正康は、社外監査役であります。
3. 平成29年12月22日開催の定時株主総会終結の時から平成31年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成27年12月18日開催の定時株主総会終結の時から平成31年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社は、法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下の通りであります。

6. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下の通りであります。

氏名	生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有株式数 (株)
大山 亨	昭和42年8月24日	<p>山一証券株式会社入社 株式会社関配（現株式会社キャプティ）入社 富士証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 HSBC証券会社東京支店入社 平成3年4月 平成9年10月 平成10年4月 平成13年3月 平成14年2月 株式会社上場コンサルタントとして独立 有限会社トラスティ・コンサルティング （現株式会社セイレーン）設立代表取締役就任 （現任） ウインタレスト株式会社監査役就任 フィンテックグローバル株式会社監査役就任 株式会社トラスティ・コンサルティング代表取締役就任（現任） 平成15年7月 平成15年10月 平成16年6月 オールエイジ株式会社監査役就任（現任） 平成17年4月 平成20年1月 平成25年4月 フィンテックグローバル株式会社監査役就任（現任） 株式会社イオレ監査役就任（現任） ウインタレスト株式会社取締役（監査等委員）就任（現任） 平成17年6月 平成23年12月 株式会社ユービーアイ代表取締役就任 ネクストイノベーション株式会社代表取締役就任（現任） 平成24年3月 ソーシャルゲームアカデミー株式会社代表取締役就任（現任） 平成27年4月 平成27年4月 キッズブレイ株式会社取締役就任（現任） BLEA U.S.A., INC CEO就任（現任）</p>	18,000

7. 当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は以下のとおりであります。

役名	役職	氏名
執行役員	グローバル展開事業部BGM	秋山 匡秀
執行役員	オンライン旅行事業部BGM	増田 武
執行役員	ITオフショア開発事業部BGM	宮島 徹雄

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

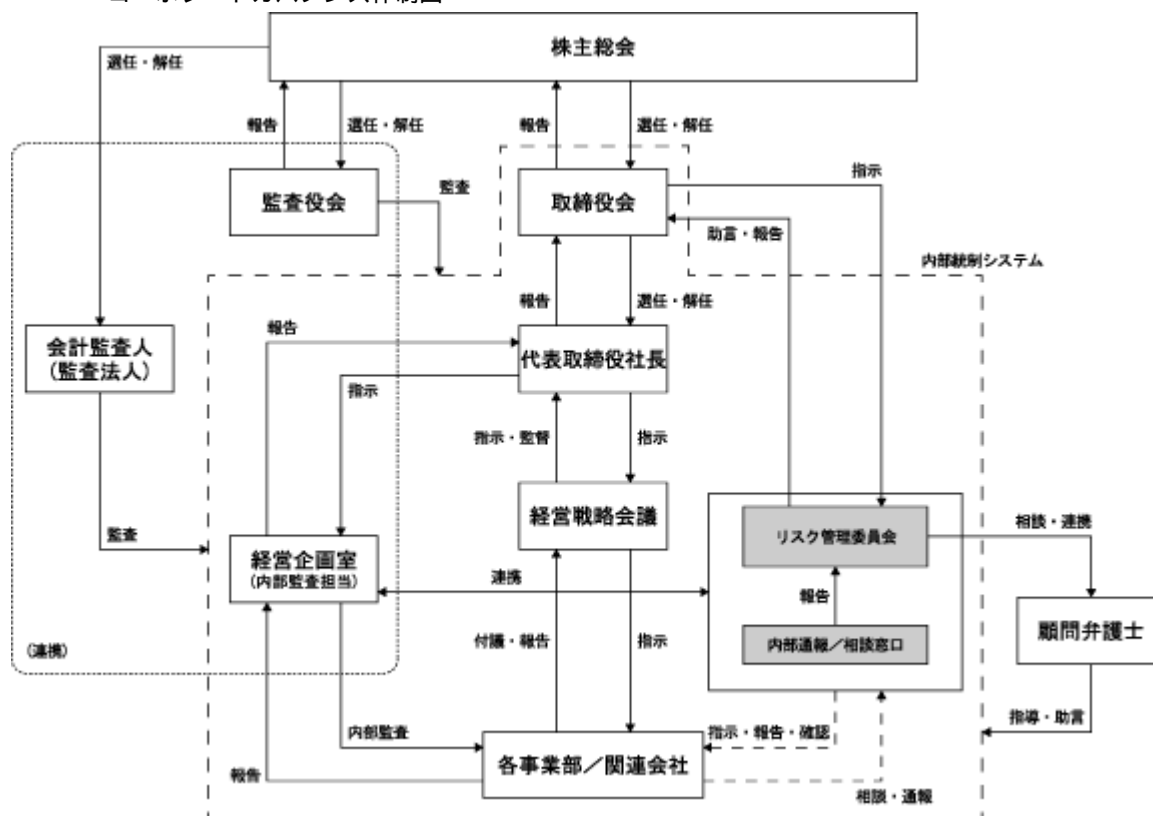
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、事業環境の変化に迅速に対応した意思決定、永続的な事業展開ならびにステークホルダー（利害関係者）からの信頼獲得を重要な経営課題と位置づけ、経営の健全性・透明性・効率性を高めるために、コーポレート・ガバナンス体制の強化、コンプライアンスの徹底とディスクロージャー（情報開示）の適時・適切性を重視し全社を挙げて取り組んでおります。

企業統治の体制

当社においては、代表取締役社長に直属する独立した経営企画室や監査役会の設置に加えて、社外取締役や社外監査役を選任することで社外の視点を取り入れた実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

コーポレートガバナンス体制図



イ) 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長をはじめとした取締役7名で構成されており、経営監督機能の強化を図るため、うち2名を社外取締役として選任しております。

また、毎月1回開催される定例取締役会に加え、必要に応じて臨時株主総会が開催され、取締役会規程に基づいて経営並びに業務執行に関する決定・報告が行われております。

ロ) 経営戦略会議

取締役、監査役、執行役員および各部門責任者で構成されております。経営戦略会議では、経営計画に関する事項、事業・販売計画に関する事項、予算に関する事項、財務に関する事項、人事労務に関する事項など幅広い経営課題について進捗状況を確認し議論を行うことで、業務執行の権限と責任を明確にし、迅速かつ適正な意思決定を図り、経営の透明性や効率性の向上に努めております。

ハ) 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、毎月1回の定例監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、法令、定款及び当社監査役会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。

また、監査役は取締役会その他の重要会議に出席し、取締役会等の運営及び取締役の職務執行に関わる経営の監視を行っております。なお、監査役は会計監査人および内部監査責任者と緊密な連携を保ちながら、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。また、内部監査担当者と連携して適正な監査の実施に努めております。

二) 内部監査及び業務監査

・内部監査の状況

当社の内部監査は、経営企画室5名が担当しております。内部監査担当者及び監査役は、会計監査人と適時に情報交換を行い、内部監査及び業務監査に関わる監査方法や監査結果の妥当性などを確認しております。

内部監査担当者は、監査役会及び会計監査人との連携の下に、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施し、被監査部門である子会社及び各組織の監査結果ならびに改善点について、代表取締役社長に対して報告書をしております。改善指示がなされた場合には、その後の改善状況につき、フォローアップ監査を行い、改善状況の確認を行っております。

・業務監査の状況

当社の常勤監査役及び非常勤監査役は、監査方針に基づき取締役の職務執行、取締役会開催に関わる招集・運営・付議議案の適法性、意思決定過程の妥当性について監視するとともに、書類の閲覧やヒアリングを通じた内部統制システムの運用に関わる監査を適宜実施しております。その監査結果は、毎月開催される監査役会及び取締役会にて報告され、重要事項については取締役会で改善などの協議がなされております。

リスク管理体制の整備状況

当社は、業務上抱える各種リスクを総合的に評価・分析して、それらを未然に防止・軽減し適切な対処を行うべく継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。全社的なリスク管理体制の整備については、管理部を管轄する取締役を管轄役員とし、管理部を責任部署としております。また、個人情報の管理についても、「プライバシーマーク」を取得し、その管理を徹底する体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努めております。

コンプライアンス体制の整備状況

当社は、事業を営むにあたって法令・定款・社会規範を遵守した行動をとるために、コンプライアンス規程を定めて全従業員に対してその周知・徹底を図っております。また、その下位規程として、公益通報者保護規程、インサイダー取引規程、反社会的勢力対策に関する規程などを定めて、全社にそれらを周知し組織一丸となってコンプライアンスのために適切な措置を講じています。

内部統制システムの整備状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針を定めております。本方針に基づき、監査役及び当社内部監査担当者を中心に、内部統制システムが有効に機能する体制の構築をしております。また、当社子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営状況をモニタリングするとともに、定期的又は必要に応じて随時開催するグループ経営会議において情報の共有を行っております。なお、基本方針の概要は以下の通りであります。

イ) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため「コンプライアンス規程」等を定める。
- ・当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ・当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
- ・当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「公益通報者保護規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、法令、定款及び「文書管理規程」、「個人情報取扱規程」、「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に則り、文書を作成し、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。

ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスク管理委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- ・当社は、経営戦略会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- ・当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

二) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入する。
- ・当社は、取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。
- ・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ・当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営戦略会議を毎月1回以上開催する。

ホ) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
- ・当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
- ・当社は、「公益通報者保護規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- ・当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。

ヘ) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化する。
- ・子会社の業務執行上重要な事項は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の取締役会等の決定機関において事前承認を得たうえで執行する。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、定期的又は必要に応じて随時開催するグループ経営会議において、当社及び当社の関連部門に報告するものとする。
- ・当社内部監査部門は、各子会社に対しても定期的な監査を行う。

ト) 監査役職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役は、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。
- ・監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ・監査役補助者は、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

チ) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
- ・当社グループは、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

リ) その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社の監査役は、当社グループの取締役会、経営戦略会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べる事ができる。
- ・当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
- ・当社の監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ・当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

ヌ) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

- ・当社は、当社の監査役職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

ル)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- ・当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- ・反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

情報セキュリティ管理体制の整備状況

当社は、顧客の氏名・生年月日・住所等の個人情報保有しておりますので、適切な情報資産の保護・管理を行うことが重要な社会的責任であると認識しています。当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）より登録番号第17001067(03)号のプライバシーマークの使用許可の認証取得を受けております。

個人情報保護法（「個人情報の保護に関する法律」）及び個人情報に関するJIS規格（JIS Q 15001:2006個人情報保護マネジメントシステムの要求事項）に適合した個人情報保護方針を策定し、PMS（個人情報保護のマネジメントシステム）運営規程、情報セキュリティ環境規程・個人情報取扱規程などを定めて個人情報保護体制の整備を図るとともに、入退室管理とデータ管理等に関して継続的な見直しや改善並びに社内教育を通じて運用面での充実を図っています。

また、適時に監査を実施し是正勧告を行うことで情報セキュリティ体制の実効性を高めています。

コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近一年間における実施状況

当社では、コンプライアンス体制の構築・強化を推進するため、管理体制の強化を中心に体制整備を行ってまいりました。管理体制としては、平成27年7月開催の取締役会において、コンプライアンス規程の改訂及びリスク管理委員会の立ち上げを決定し、併せて内部統制システム構築に関する決議を行っております。

また、全社員が参加して月一回行われる「全体会」において常に周知・徹底、法令遵守に対する意識の向上及び状況の把握に努めております。

会計監査の状況

当社は三優監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けておりますが、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。当事業年度における会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務にかかる補助者の構成は下記のとおりです。

イ) 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 業務執行社員 岩田巨人
公認会計士 業務執行社員 川村啓文

当社の財務諸表について、継続監査年数が7年超にわたっている公認会計士はおりません。

ロ) 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 2名
その他 3名

社外取締役および社外監査役の状況

本書提出日現在において、当社は社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しております。

当社の社外取締役は、森部好樹及び小俣泰明の2名であります。森部好樹と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。小俣泰明と当社の間には、システム開発業務委託の契約があること、当社の新株予約権を15個付与していることを除き、人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

また、当社の社外監査役は、岡田雅仁及び森田正康の2名であります。岡田雅仁は、当社の新株予約権を20個付与しており、その新株予約権の行使により「5 役員の状況」の通り当社株式を保有しておりますが、当該付与及び行使による株式の保有以外に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。森田正康は、当社株式9,000株を間接的に保有していること及び森田正康本人に当社の新株予約権を5個付与していることを除き、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社では社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する明確な基準はないものの、当社と特別な利害関係がなく、当社の経営に対する適切な監督及び助言を行うことができる者を候補者として選任しております。

役員報酬の内容

イ) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	基本報酬 (千円)	対象となる 役員の員数 (人)
取締役(社外取締役を除く)	89,135	87,935	5
監査役(社外監査役を除く)	7,595	7,595	2
社外取締役	4,300	4,300	3
社外監査役	4,400	4,400	2
合計	105,430	104,230	12

ロ) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額

当社では、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の報酬額については、取締役については取締役会にて決議し、監査役については監査役間の協議にて決定しております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以下とし、社外取締役を1名以上とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および累積投票によらない旨を、定款で定めております。

株主総会の特別決議要件の変更

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

中間配当の決定機関

当社では、取締役会の決議により、毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約(以下、責任限定契約)を締結できる旨定款に定めております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

また、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

株式の保有状況

イ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 2 銘柄
貸借対照表計上額の合計額 3,900千円

ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ) 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)			
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金の 合計額	売却損益の 合計額	評価損益の 合計額
非上場株式	35,100	642,234	—	99,000	—
非上場株式以外の株式	—	458,254	3,372	—	58,335

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
提出会社	14,500	1,500	16,500	
連結子会社	2,700		1,873	
計	17,200	1,500	18,373	

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、三優監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針については、監査時間の見積りに基づく監査報酬を基に、各連結会計年度毎に当該監査公認会計士等と協議を行い、決定し、監査役会の同意を得ております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年10月1日から平成29年9月30日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3 2,356,432	3 2,139,151
受取手形及び売掛金	1,104,591	1,386,136
営業投資有価証券	-	1,100,489
商品及び製品	274,325	45,032
繰延税金資産	19,046	78,166
未収入金	129,823	181,394
その他	140,830	227,716
貸倒引当金	450	16
流動資産合計	4,024,599	5,158,070
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1 18,662	1 153,550
車両運搬具（純額）	1 223	1 105,372
工具、器具及び備品（純額）	1 19,115	1 100,864
建設仮勘定	2,500	7,123
有形固定資産合計	40,501	366,910
無形固定資産		
のれん	102,976	724,820
ソフトウェア	202,742	609,762
無形固定資産合計	305,719	1,334,582
投資その他の資産		
投資有価証券	43,000	31,801
繰延税金資産	6,273	12,597
差入保証金	409,193	548,921
破産更生債権等	37,313	25,430
その他	12,358	25,756
貸倒引当金	37,313	25,430
投資その他の資産合計	470,824	619,075
固定資産合計	817,044	2,320,569
資産合計	4,841,644	7,478,640

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,293,317	1,558,350
短期借入金	2 225,139	2 655,159
未払金	311,670	487,496
未払費用	87,287	155,181
未払法人税等	134,102	188,727
賞与引当金	46,447	46,852
ポイント引当金	3,868	4,367
株主優待引当金	15,000	26,394
1年内返済予定の長期借入金	19,572	122,258
リース債務	-	5,574
為替予約	4,123	-
その他	140,089	268,647
流動負債合計	2,280,618	3,519,009
固定負債		
長期借入金	87,288	622,780
長期預り保証金	102,376	81,528
退職給付に係る負債	-	5,094
繰延税金負債	-	9,534
リース債務	-	14,270
固定負債合計	189,664	733,208
負債合計	2,470,283	4,252,217

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,019,927	1,031,127
資本剰余金	824,927	837,092
利益剰余金	444,870	865,064
株主資本合計	2,289,724	2,733,284
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	39,718
繰延ヘッジ損益	2,850	446
為替換算調整勘定	10,629	216
その他の包括利益累計額合計	13,480	39,948
新株予約権	206	48,729
非支配株主持分	94,910	404,459
純資産合計	2,371,360	3,226,422
負債純資産合計	4,841,644	7,478,640

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)
売上高	4,000,643	5,534,194
売上原価	679,014	936,946
売上総利益	3,321,628	4,597,247
販売費及び一般管理費	¹ 2,703,226	¹ 3,866,393
営業利益	618,402	730,853
営業外収益		
受取利息	2,082	4,372
受取配当金	40	40
為替差益	-	11,167
貸倒引当金戻入額	3,369	-
その他	1,612	2,362
営業外収益合計	7,104	17,942
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	-	2,081
支払利息	9,875	10,265
為替差損	15,000	-
上場関連費用	18,965	21,900
新株予約権発行費	-	8,012
その他	10,268	10,661
営業外費用合計	54,110	52,919
経常利益	571,396	695,876
特別利益		
固定資産売却益	² 1,403	² -
特別利益合計	1,403	-
特別損失		
固定資産売却損	³ 763	³ -
特別損失合計	763	-
税金等調整前当期純利益	572,036	695,876
法人税、住民税及び事業税	182,277	200,739
法人税等調整額	2,989	38,339
法人税等合計	179,287	162,399
当期純利益	392,748	533,476
非支配株主に帰属する当期純利益	52,426	113,282
親会社株主に帰属する当期純利益	340,321	420,193

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	自	平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	自	平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
当期純利益		392,748		533,476
その他の包括利益				
その他有価証券評価差額金		-		39,718
繰延ヘッジ損益		1,775		3,297
為替換算調整勘定		26,907		20,417
その他の包括利益合計	1	28,682	1	63,433
包括利益		364,065		596,909
(内訳)				
親会社株主に係る包括利益		324,823		473,622
非支配株主に係る包括利益		39,241		123,287

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	215,000	20,000	104,548	339,548	-	1,075	3,093	2,018	-	55,668	397,234
当期変動額											
新株の発行	804,927	804,927		1,609,854							1,609,854
親会社株主に帰属する当期純利益			340,321	340,321							340,321
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動											
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-	1,775	13,722	15,498	206	39,241	23,950
当期変動額合計	804,927	804,927	340,321	1,950,175	-	1,775	13,722	15,498	206	39,241	1,974,126
当期末残高	1,019,927	824,927	444,870	2,289,724	-	2,850	10,629	13,480	206	94,910	2,371,360

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,019,927	824,927	444,870	2,289,724	-	2,850	10,629	13,480	206	94,910	2,371,360
当期変動額											
新株の発行	11,200	11,200		22,401							22,401
親会社株主に帰属する当期純利益			420,193	420,193							420,193
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		964		964							964
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					39,718	3,297	10,412	53,428	48,522	309,549	411,500
当期変動額合計	11,200	12,165	420,193	443,560	39,718	3,297	10,412	53,428	48,522	309,549	855,061
当期末残高	1,031,127	837,092	865,064	2,733,284	39,718	446	216	39,948	48,729	404,459	3,226,422

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	572,036	695,876
減価償却費	76,558	115,965
のれん償却額	12,503	33,145
引当金の増減額（は減少）	21,736	4,091
受取利息及び受取配当金	2,122	4,412
支払利息	9,875	10,265
上場関連費用	18,965	21,900
新株予約権発行費	-	8,012
有形固定資産売却損益（は益）	639	-
売上債権の増減額（は増加）	488,726	25,556
たな卸資産の増減額（は増加）	198,865	230,089
仕入債務の増減額（は減少）	621,190	208,206
差入保証金の増減額（は増加）	9,437	37,484
長期預り保証金の増減額（は減少）	21,989	29,109
営業投資有価証券の増減額（は増加）	-	1,003,053
その他の資産の増減額（は増加）	91,135	59,370
その他の負債の増減額（は減少）	176,886	171,881
小計	740,814	383,377
利息及び配当金の受取額	2,122	4,412
利息の支払額	10,387	9,913
法人税等の支払額	127,920	160,998
営業活動によるキャッシュ・フロー	604,629	216,877
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	111,022	-
定期預金の払戻による収入	-	109,749
投資有価証券の取得による支出	39,100	18,644
有形固定資産の取得による支出	29,080	294,567
有形固定資産の売却による収入	1,593	-
無形固定資産の取得による支出	120,466	467,803
貸付けによる支出	50,000	3,000
貸付金の回収による収入	-	2,400
敷金の差入による支出	95,913	78,520
敷金の回収による収入	-	15,295
ゴルフ会員権の取得による支出	7,048	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	3,263	20,546
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	8,338	² 567,753
事業譲受による支出	-	30,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	456,112	1,312,298

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	95,828	416,900
長期借入れによる収入	-	514,500
長期借入金の返済による支出	18,204	26,322
株式の発行による収入	1,604,566	-
上場関連費用の支出	18,965	21,900
新株予約権の発行による収入	206	40,510
新株予約権の行使による株式の発行による収入	5,287	22,401
非支配株主からの払込みによる収入	-	2,000
ファイナンス・リース債務の返済による支出	-	5,161
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,477,063	942,928
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,312	5,890
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,616,267	146,600
現金及び現金同等物の期首残高	608,984	2,225,252
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,225,252	1 2,078,651

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

EVOLABLE ASIA CO.,LTD

EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED

株式会社らくだ倶楽部

株式会社エルモンテRVジャパン

EVOLABLE ASIA GLOBAL VIETNAM COMPANY LIMITED

株式会社AirTrip Exchange

株式会社東京マスターズ

株式会社Evolable Asia Agent

株式会社Evolable Asia Solutions

PUNCH ENTERTAINMENT COMPANY LIMITED

GREVO CO., LTD

株式会社まぐまぐ

当連結会計年度より、新たに設立したEVOLABLE ASIA GLOBAL VIETNAM COMPANY LIMITED及び株式会社AirTrip Exchange、株式を取得した株式会社東京マスターズ及び株式会社まぐまぐを連結の範囲に含めております。また、子会社のEVOLABLE ASIA CO., LTD.が株式取得により新たに子会社化した株式会社Evolable Asia Agent、株式会社Evolable Asia Solutions、PUNCH ENTERTAINMENT COMPANY LIMITED、GREVO CO., LTDを連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産	<p>..... 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、一部の車両運搬具については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。なお、在外子会社では全ての有形固定資産について、定額法で償却しております。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する定額法によっております。</p>	建物	6～15年	車両運搬具	10年	工具器具備品	3～20年
建物	6～15年						
車両運搬具	10年						
工具器具備品	3～20年						
無形固定資産	<p>..... 定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ソフトウェア（自社利用）</td> <td>5年（社内における利用可能期間）</td> </tr> </table>	ソフトウェア（自社利用）	5年（社内における利用可能期間）				
ソフトウェア（自社利用）	5年（社内における利用可能期間）						

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	<p>..... 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>
賞与引当金	<p>..... 従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度末における賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p>
ポイント引当金	<p>..... 顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。</p>
株主優待引当金	<p>..... 株主優待の支給に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。</p>

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	<p>..... 繰延ヘッジ処理によっております。</p>				
ヘッジ手段とヘッジ対象	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ヘッジ手段</td> <td>..... 為替予約</td> </tr> <tr> <td>ヘッジ対象</td> <td>..... 外貨建売上債権及び外貨建予定取引</td> </tr> </table>	ヘッジ手段 為替予約	ヘッジ対象 外貨建売上債権及び外貨建予定取引
ヘッジ手段 為替予約				
ヘッジ対象 外貨建売上債権及び外貨建予定取引				
ヘッジ方針	<p>..... 社内規定に基づき、為替変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を行っております。</p>				
ヘッジ有効性評価の方法	<p>..... 為替予約取引のうちヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると考えられるため、有効性の判定を省略しております。</p>				

(6) のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間（５年）にわたって均等償却しております。

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「減価償却費」に含めておりました「のれん償却額」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「減価償却費」に表示していた89,061千円は、「のれん償却額」12,503千円、「減価償却費」76,558千円として組み替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(営業投資有価証券について)

当社は当連結会計年度より、投資事業を開始しております。これに伴い、従来、連結貸借対照表上、固定資産の「投資有価証券」に計上していた投資育成目的の有価証券39,100千円を流動資産の「営業投資有価証券」に計上しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
建物	46,659千円	52,856千円
車両運搬具	732千円	1,155千円
工具、器具及び備品	68,487千円	108,011千円
合計	115,879千円	162,023千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行18行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	1,700,000千円	3,550,000千円
借入実行額	200,000千円	550,000千円
差引額	1,500,000千円	3,000,000千円

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
定期預金	30,000千円	60,500千円
計	30,000千円	60,500千円

(注) 上記の定期預金は、営業債務に対する金融機関の支払保証に対して、担保に供しております。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
給料及び手当	368,629千円	507,373千円
広告宣伝費	1,269,333千円	1,896,768千円
販売手数料	310,926千円	234,800千円
賞与引当金繰入額	20,000千円	14,036千円
貸倒引当金繰入額	121千円	894千円
ポイント引当金繰入額	2,563千円	1,040千円
株主優待引当金繰入額	15,000千円	46,836千円

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
工具、器具及び備品	1,403千円	-

3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
工具、器具及び備品	763千円	-

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額		58,335千円
組替調整額		
税効果調整前		58,335千円
税効果額		18,617千円
その他有価証券評価差額金		39,718千円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	2,527千円	4,768千円
組替調整額		
税効果調整前	2,527千円	4,768千円
税効果額	751千円	1,471千円
繰延ヘッジ損益	1,775千円	3,297千円
為替換算調整勘定		

当期発生額	26,907千円	20,417千円
組替調整額		
税効果調整前	26,907千円	20,417千円
税効果額		
為替換算調整勘定	26,907千円	20,417千円
その他の包括利益合計	28,682千円	63,433千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	15,250	16,667,150		16,682,400

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

第三者割当増資による増加 577株

平成27年12月株式分割による増加 4,732,273株

平成28年3月東証マザーズ上場に伴う新規発行による増加 620,000株

オーバーアロットメントによる新株発行による増加 149,500株

平成28年8月株式分割による増加 11,118,000株

新株予約権(ストック・オプション)行使による増加 46,800株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	自社株式オプションとしての新株予約権					166	
	ストック・オプションとしての新株予約権					40	
合計						206	

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	16,682,400	236,700		16,919,100

(変動事由の概要)

新株予約権(ストック・オプション)行使による増加 236,700株

2 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	自社株式オプションとしての新株予約権						48,689
	ストック・オプションとしての新株予約権						40
合計							48,729

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年12月22日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	118	7	平成29年9月30日	平成29年12月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金	2,356,432千円	2,139,151千円
担保資産として預入をしている定期預金	30,000千円	60,500千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	101,180千円	
現金及び現金同等物	2,225,252千円	2,078,651千円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

重要な株式の取得について、新たに株式会社まぐまぐを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに同社株式の取得価額と同社取得のための支出（純額）との関係は次のとおりです。

(株式会社まぐまぐ)

流動資産	507,014千円
固定資産	76,549千円
のれん	543,891千円
流動負債	153,846千円
固定負債	- 千円
非支配株主持分	173,605千円
株式の取得価額	800,002千円
現金及び現金同等物	296,653千円
差引：取得のための支出	503,350千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社におけるオフィス機器などの工具、器具及び備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項{4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法}に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入れにより調達しております。

また、資金の運用については預金等を行っております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを軽減することを目的とした為替予約取引であり、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は投資先の事業リスクに晒されております。差入保証金の主な内容は、仕入先である航空会社に対して差入れた保証金であり、仕入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は1年以内の支払期日であります。

長期預り保証金は主にITオフショア開発の売上に対する保証金であり、取引期間又は契約終了時において相手先に返済するものであります。

借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年後であります。

デリバティブ取引は、外貨建売上債権及び外貨建予定取引の為替変動リスクを軽減することを目的とした為替予約取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を信用度の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

デリバティブ取引における為替予約取引についての基本方針は、取締役会で決定され、取引の実行及び管理は本社管理部が行っております。

なお、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告することとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

営業投資有価証券のリスク

当社は定期的な投資委員会を開催し、新規投資先及び既存投資先に関する状況を確認しております。また、適時投資先の事業進捗をモニタリングすることにより、投資先の管理体制の強化を行って参ります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(平成28年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,356,432	2,356,432	
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(1)	1,104,591 289		
	1,104,302	1,104,302	
(3) 未収入金 貸倒引当金(1)	129,823 116		
	129,706	129,706	
(4) 破産更生債権等 貸倒引当金(1)	37,313 37,313		
資産計	3,590,442	3,590,442	
(1) 支払手形及び買掛金	1,293,317	1,293,317	
(2) 短期借入金	225,139	225,139	
(3) 未払金	311,670	311,670	
(4) 未払法人税等	134,102	134,102	
(5) 長期借入金(2)	106,860	107,262	402
負債計	2,071,090	2,071,492	402
デリバティブ取引	(4,123)	(4,123)	

- (1) 受取手形及び売掛金、未収入金、及び破産更生債権等については対応する貸倒引当金を控除しております。
(2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度(平成29年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,139,151	2,139,151	
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(1)	1,386,136 14		
	1,386,122	1,386,122	
(3) 営業投資有価証券	458,254	458,254	
(4) 未収入金 貸倒引当金(1)	181,394 2		
	181,392	181,392	
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金(1)	25,430 25,430		
資産計	4,164,919	4,164,919	
(1) 支払手形及び買掛金	1,558,350	1,558,350	
(2) 短期借入金	655,159	655,159	
(3) 未払金	487,496	487,496	
(4) 未払法人税等	188,727	188,727	
(5) 長期借入金(2)	745,038	745,226	188
負債計	3,654,614	3,654,802	188
デリバティブ取引	645	645	

- (1) 受取手形及び売掛金、未収入金、及び破産更生債権等については対応する貸倒引当金を控除しております。
(2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券

株式市場に上場している有価証券については、取引所における市場価格によっております。

(5) 破産更生債権等

これらは担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で表示する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成28年9月30日	平成29年9月30日
営業投資有価証券	-	642,234
投資有価証券	43,000	31,801
差入保証金	409,193	548,921
長期預り保証金	102,376	81,528

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成28年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,356,432			
受取手形及び売掛金	1,104,591			
未収入金	129,823			

当連結会計年度(平成29年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,139,151			
受取手形及び売掛金	1,386,136			
未収入金	181,394			

(注4)短期借入金、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	225,139					
長期借入金	19,572	19,572	19,422	9,060	8,748	30,486

当連結会計年度(平成29年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	655,159					
長期借入金	122,258	183,186	141,860	141,548	134,448	21,738
リース債務	5,574	5,574	5,207	3,488		

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年9月30日)

非上場株式(連結貸借対照表価額43,000千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(平成29年9月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1)株式	458,254	399,919	58,335
(2)債券	-	-	-
(3)その他	-	-	-
合計	458,254	399,919	58,335

非上場株式(連結貸借対照表価額674,035千円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成27年10月1日至平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成28年10月1日至平成29年9月30日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	100,000	99,000	-
その他	-	-	-
合計	100,000	99,000	-

3. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成28年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建				
	米ドル	外貨建売上債権 及び 外貨建予定取引	84,999	-	4,123

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(平成29年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超(千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建				
	米ドル	外貨建売上債権 及び 外貨建予定取引	54,000	-	645

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成27年10月1日 至平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成28年10月1日 至平成29年9月30日)

一部の連結子会社では退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しておりますが、連結財務諸表における重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプション等にかかる当初の資産計上額及び科目名 (単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金	206	48,522

2 スtock・オプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション等の内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員21名	当社取締役1名 当社監査役4名 外部支援者4名 当社従業員51名	当社取締役1名 当社従業員48名	当社監査役2名 外部支援者1名 当社従業員47名 当社元従業員2名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,530,000株(注1)	普通株式 598,500株(注1)	普通株式 177,300株(注1)	普通株式 162,000株(注1)
付与日	平成20年3月31日	平成23年9月30日	平成27年9月30日	平成27年9月30日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年4月1日 至 平成30年3月9日	自 平成25年10月1日 至 平成33年8月23日	自 平成29年10月1日 至 平成37年9月29日	自 平成28年3月31日 至 平成37年9月29日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	外部支援者1名	当社取締役1名 当社従業員1名	業務委託先1社	当社従業員17名 当社子会社役員5名 当社子会社従業員1名 業務委託者1名 当社新規採用者4名
株式の種類及び付与数	普通株式 90,000株(注1)	普通株式 63,000株(注1)	普通株式 498,600株(注1)	普通株式 121,500株(注1)
付与日	平成27年9月30日	平成27年10月23日	平成28年8月10日	平成28年8月10日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成28年3月31日 至 平成37年9月29日	自 平成29年10月24日 至 平成37年9月29日	自 平成28年10月1日 至 平成33年11月30日	自 平成28年10月1日 至 平成38年9月30日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	証券会社1社	証券会社1社	証券会社1社
株式の種類及び付与数	普通株式 572,200株(注1)	普通株式 673,200株(注1)	普通株式 841,500株(注1)
付与日	平成29年7月24日	平成29年7月24日	平成29年7月24日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成29年 7月25日 至 平成31年 7月24日	自 平成29年 7月25日 至 平成31年 7月24日	自 平成29年 7月25日 至 平成31年 7月24日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年12月18日に1株を300株とする株式分割を、平成28年8月1日に1株を3株とする株式分割を行っているため、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(注2) 上記のほか、その他の権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受けた新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

また、会社法ならびにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、この限りではありません。

(2) ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成29年9月期）において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成27年12月18日に1株を300株とする株式分割を、平成28年8月1日に1株を3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

ストック・オプション等の数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	-	-	175,500	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	175,500	-
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	117,000	273,600	-	156,600
権利確定	-	-	-	-
権利行使	63,000	150,300	-	23,400
失効	-	-	-	-
未行使残	54,000	123,300	-	133,200

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	-	63,000	498,600	121,500
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	900
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	63,000	498,600	120,600
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	90,000	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	90,000	-	-	-

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	572,200	673,200	841,500
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	572,200	673,200	841,500
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-

権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(円)	12	45	636	636
行使時平均株価(円)	2,692	2,665	-	2,705
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
権利行使価格(円)	636	636	1,574	1,574
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	-	100	100

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
権利行使価格(円)	3,500	4,500	6,000
行使時平均株価(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	49.3	22.8	5.9

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第9回、第10回、第11回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下の通りであります。

(第9回、第10回、第11回新株予約権)

使用した評価技法：モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	基礎数値	見積方法
株価	2,918円	評価基準日である平成29年7月6日の東京証券取引所の終値を記載しております。
株価変動性	53.58%	満期までの期間(2年間)に応じた直近の期間の株価実績に基づいて算定しております。
配当利回り	0%	直近の配当実績に基づいております。
無リスク利率	0.119%	満期までの期間に対応する長期国債の利回りであります。

4 スtock・オプション等の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5 スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	1,206,924千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	625,206千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
税務上の売上認識額		30,551
未払事業税	9,093	9,208
貸倒引当金	16,754	13,033
賞与引当金	2,886	3,463
株主優待引当金	4,628	8,144
減価償却費超過額	513	12,879
繰越欠損金		58,436
その他	3,748	2,469
繰延税金資産小計	37,626	138,187
評価性引当額	12,306	35,607
繰延税金資産合計	25,320	102,579
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		18,617
繰延ヘッジ損益		199
在外子会社の留保利益		2,534
繰延税金負債合計		21,350
繰延税金資産純額	25,320	81,229

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産(負債)の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	19,046 千円	78,166 千円
固定資産 - 繰延税金資産	6,273 "	12,597 "
固定負債 - 繰延税金負債	"	9,534 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
法定実効税率 (調整)	33.1 %	30.9 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5 %	2.4 %
子会社との税率差異	5.4 %	6.4 %
住民税均等割	0.4 %	0.3 %
税率変更による影響	0.5 %	%
評価性引当額の増減	1.0 %	1.4 %
過年度法人税	2.9 %	3.6 %
在外子会社の留保利益	%	0.4 %
その他	0.5 %	0.8 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.3 %	23.3 %

(企業結合等関係)

株式会社まぐまぐの株式取得

(1)企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称

株式会社まぐまぐ

事業の内容

宿泊予約サイトの運営

企業結合を行った主な理由

当社は、2016年11月に、総合旅行サービスプラットフォーム「エアトリ」をリリースし、国内航空券を始め国内ホテル・海外航空券・民泊・海外ホテル・と順次商材を拡大させております。

このような中で、当社の旅行事業における戦略を加速するべく、メールマガジンやウェブサイトを利用した広告メディアの企画・制作や運用を行う(株)まぐまぐを子会社化することを決議いたしました。(株)まぐまぐは、「伝えたいことを、知りたい人に」をビジョンに、メールマガジン配信サービス「まぐまぐ!」、WEBメディア「MAG2NEWS」や「MONEY VOICE」の運営を行っています。

また、当社グループと(株)まぐまぐの事業シナジーとして、(株)まぐまぐの有する広いユーザ基盤へエアトリを訴求してまいります。さらに、(株)まぐまぐ及び当社の得意分野を掛け合わせ、旅行特化型メディアの運営開始も検討してまいります。

企業結合日

平成29年9月29日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後の企業の名称

変更はありません。

取得した議決権比率

59.6%

取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として議決権の59.6%を取得し、子会社化したことによるものであります。

(2)連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

当連結会計年度において、被取得企業の業績は含まれておりません。

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価

現金 800,002千円

取得原価

800,002千円

(4)主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

(5)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

543,891千円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

効果が発現すると見積もられる期間で均等償却します。なお、投資の効果が発現する期間については現在算定中であります。

(6)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記をご参照ください。

(7)企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、サービス別の事業部及び子会社を置き、各事業部及び子会社は、サービスの向上と売上及び利益の拡大を目指し、国内外で事業活動を展開しております。

したがって、当社は事業部及び子会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「オンライン旅行」「ITオフショア開発」「投資事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

報告セグメント	属するサービスの内容
オンライン旅行	オンライン総合旅行サービス
ITオフショア開発	ラボ型オフショア開発サービス、BPOサービス
投資事業	投資事業

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項等

当連結会計年度より、新たに投資事業を開始したことに伴い、報告セグメントを従来の「オンライン旅行」、「ITオフショア開発」、「その他事業」から、「オンライン旅行」、「ITオフショア開発」、「投資事業」に変更しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表において採用している会計処理の方法と同一です。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	オンライン旅行	ITオフショア開発	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	2,897,302	1,099,441	3,899	4,000,643		4,000,643
セグメント間の内部 売上高又は振替高		121,052		121,052	121,052	
計	2,897,302	1,220,494	3,899	4,121,695	121,052	4,000,643
セグメント利益又は損 失()	943,782	82,891	33	1,026,640	408,238	618,402
セグメント資産	2,009,384	461,822	-	2,471,206	2,370,437	4,841,644
その他の項目						
減価償却費	35,159	41,398		76,558		76,558
のれん償却額	12,503			12,503		12,503
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額 又は減少額()	150,726	25,953		124,773	6,160	130,934

(注) 1. セグメント利益の調整額 408,238千円は全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社資産2,370,437千円が含まれております。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント間取引における取引価格の決定方法については、独立した第三者間の取引を勘案し、交渉の上決定しております。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸 表計上額
	オンライン 旅行	ITオフショア 開発	投資事業	計				
売上高								
外部顧客への 売上高	3,894,626	1,534,221	103,372	5,533,219	1,974	5,534,194	-	5,534,194
セグメント間の 内部 売上高又は振 替高	-	126,779	-	126,779	-	126,779	126,779	-
計	3,894,626	1,661,001	103,372	5,658,999	1,974	5,660,973	126,779	5,534,194
セグメント利益 又は損失()	964,821	163,472	68,351	1,196,645	16	1,196,628	465,775	730,853
セグメント資産	3,598,587	956,764	1,100,489	5,655,841	-	5,655,841	1,822,799	7,478,640
その他の項目								
減価償却費	77,450	29,713	7,216	114,380	1,584	115,965	-	115,965
のれん償却額	30,512	2,633	-	33,145	-	33,145	-	33,145
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	1,147,420	126,699	-	1,274,119	-	1,274,119	81,153	1,355,273

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告収益などの事業を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額 465,775千円は全社費用等であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント資産の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社資産1,822,799千円が含まれております。
4. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
5. セグメント間取引における取引価格の決定方法については、独立した第三者間の取引を勘案し、交渉の上決定しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	合計
2,901,201	1,099,441	4,000,643

(注) 売上高は事業所の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	アジア	合計
8,316	32,184	40,501

(注) 有形固定資産は事業所の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	合計
4,069,121	1,465,073	5,534,194

(注) 売上高は事業所の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	アジア	合計
246,077	120,833	366,910

(注) 有形固定資産は事業所の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

	オンライン旅行	ITオフショア開発	その他事業	合計
当期償却額	12,503			12,503
当期末残高	102,976			102,976

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

	オンライン旅行	ITオフショア開発	投資事業	その他	合計
当期償却額	30,512	2,633	-	-	33,145
当期末残高	686,229	38,590	-	-	724,820

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	吉村英毅	-	-	当社代表取締役	(被所有) 間接23.5	-	当社借入に対する債務被保証(注)1	69,328	-	-
							当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	353,655	-	-
役員	大石崇徳	-	-	当社取締役会長	(被所有) 直接46.1	-	当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	342,233	-	-
役員及び近親者が議決権の過半数を所有する会社	吉村ホールディングス株式会社(注)3	東京都港区	30,000	資産管理会社	(被所有) 直接23.5	役員の兼任1名	当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	342,233	-	-

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	吉村英毅	-	-	当社代表取締役	(被所有) 間接17.7	-	当社借入に対する債務被保証(注)1	61,324	-	-
							当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	409,279	-	-
役員	大石崇徳	-	-	当社取締役会長	(被所有) 直接37.6	-	当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	394,330	-	-
役員及び近親者が議決権の過半数を所有する会社	吉村ホールディングス株式会社(注)3	東京都港区	30,000	資産管理会社	(被所有) 直接17.7	役員の兼任1名	当社仕入債務に対する債務被保証(注)2	394,330	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社は銀行借入に対して、代表取締役である吉村英毅より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
2. 当社は仕入債務に対して、代表取締役である吉村英毅、取締役会長である大石崇徳、主要株主である吉村ホールディングス株式会社より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
3. 吉村ホールディングス株式会社は、当社役員吉村英毅及びその近親者が議決権の100%を所有している会社であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	136.44円	163.91円
1株当たり当期純利益金額	22.17円	25.06円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	21.12円	23.77円

- (注) 1. 当社は、平成27年12月18日付で株式1株につき300株、平成28年8月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 当社は、平成28年3月31日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から前連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	340,321	420,193
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益(千円)	340,321	420,193
普通株式の期中平均株式数(株)	15,349,286	16,763,493
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額		
親会社株主に帰属する当期純利益 調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	758,488	908,643
(うち新株予約権(株))	758,488	908,643
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成28年7月25日取締役会決議の新株予約権 <第7回新株予約権> 普通株式498,600株(新株予約権の数1,662個) <第8回新株予約権> 普通株式121,500株(新株予約権の数405個)	平成29年7月7日開催の取締役会決議の新株予約権 <第9回新株予約権> 572,200株(新株予約権の数5,722個) <第10回新株予約権> 673,200株(新株予約権の数6,732個) <第11回新株予約権> 841,500株(新株予約権の数8,415個)

(重要な後発事象)

1.簡易株式交換による株式会社エヌ・エイチ・シー・フィフティーンの子会社化

当社は、平成29年9月11日開催の取締役会において、株式会社エヌ・エイチ・シー・フィフティーン（以下、NHC15社）を完全子会社とする簡易株式交換を行うことを決議し、平成29年10月6日付で本株式交換を実施しました。

なお、NHC15社は、株式会社まぐまぐ（以下、まぐまぐ社）の株式を28,682株保有しており、本株式交換はまぐまぐ社の株式の取得を目的とするものであります。

本株式交換後、当社はまぐまぐ社の株式を合計で85.7%保有することになります。

(1)企業結合の概要

.被取得企業の名称及び事業内容

商号	株式会社エヌ・エイチ・シー・フィフティーン
事業の内容	投資業

.企業結合日

平成29年10月6日

.企業結合の法的形式

当社を完全親会社とし、NHC15社を完全子会社とする株式交換

.企業結合を行った理由

当社は、2016年11月に、総合旅行サービスプラットフォーム「エアトリ」をリリースし国内航空券を始め国内ホテル・海外航空券・民泊・海外ホテルと順次商材を拡大させております。

このこのような中で、当社の旅行事業における戦略を加速するべく、メールマガジンやウェブサイトを利用した広告メディアの企画・制作や運用を行うまぐまぐ社を子会社化することにいたしました。まぐまぐ社は、「伝えたいことを、知りたい人に」をビジョンに、メールマガジン配信サービス「まぐまぐ!」、ウェブメディア「MAG2NEWS」や「MONEYVOICE」の運営を行っています。

また当社グループとまぐまぐ社の事業シナジーとして、まぐまぐ社の有する広いユーザ基盤へ「エアトリ」を訴求してまいります。さらに、まぐまぐ社及び当社の得意分野を掛け合わせ、旅行特化型メディアの運営開始も検討してまいります。

.取得した議決権比率 100%

(2)被取得企業の取得原価

企業結合日に交付した当社の普通株式の時価 350百万円

(3)株式の種類及び交換比率並びに交付予定の株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	NHC15 (株式交換完全子会社)
当該株式交換に係る割当比率	1	4.21
当該株式交換により交付する株式数	148,500	

なお、当社は、本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式を発行します。

株式交換比率の算定方法

株式交換完全子会社となるNHC15社については、まぐまぐ社の株式保有のみを目的とした特別目的会社(SPC)であり、他の資産負債を有しておらず、事業も行っていないことから、株式価値算定に際しては、NHC15社の株式価値は保有するまぐまぐ社の株式価値と同額と判断しております。横山公認会計士事務所は、まぐまぐ社の株式価値の評価において、評価対象会社の収益性および将来性を反映した評価結果が得られることから、DCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法、及び最も恣意性が介入しない評価方法である簿価純資産法との併用により算定しております。

2.簡易株式交換による株式会社エヌズ・エンタープライズの子会社化

当社は、平成29年10月10日開催の取締役会において、株式会社エヌズ・エンタープライズ（以下、エヌズ社）の株式を取得することを決議し、平成29年10月10日に現金を対価として株式を取得しました。また、平成29年11月6日に株式交換を実施し、完全子会社としました。

(1)企業結合の概要

.被取得企業の名称及び事業内容

名称	株式会社エヌズ・エンタープライズ
事業内容	旅行業

・企業結合日

現金を対価とする株式取得 平成29年10月10日、株式交換 平成29年11月6日

・企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得及び当社を完全親会社とし、エヌズ社を完全子会社とする株式交換

・企業結合を行った理由

当社は、2016年11月に、総合旅行プラットフォーム「エアトリ」をリリースし、国内航空券、海外航空券、国内のホテル・旅館、海外ホテル、民泊と順次商材を拡大させております。今まではこれら商材を、単品で販売してまいりました。

この度、エアトリにて航空券と宿泊施設をセットにした国内旅行商品（パッケージ商品）の取り扱いを強化すべく、日本航空の専売認可代理店であり、日本航空の国内線の仕入れに大きな強みを持つエヌズ社を子会社化することといたしました。また、同社は、ジェットスター・ジャパンの認可代理店契約も有しております。

同社が扱う旅行に必要な旅行引換券は、全国のローソン店頭にある端末「Loppi（ロッピー）」を使って、お客様自身で発券することができます。

この度の子会社化により、当社は国内旅行商品（パッケージ商品）領域へ本格参入いたします。

・取得した議決権比率 100%

(2)被取得企業の取得原価

譲渡価額は相手方と秘密保持契約を締結しているため非公表とさせていただきます。

(3)株式の種類及び交換比率並びに交付予定の株式数

	当社 (株式交換完全親会社)	エヌズ社 (株式交換完全子会社)
当該株式交換に係る割当比率	1	557.79
当該株式交換により交付する株式数	189,600	

なお、当社は、本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式を発行します。

株式交換比率の算定方法

横山公認会計士事務所は、エヌズ社の株式価値の評価において、評価対象会社の収益性および将来性を反映した評価結果が得られることから、DCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法、及び最も恣意性が介入しない評価方法である簿価純資産法との併用により算定しております。DCF法においては、エヌズ社が作成した5ヶ年事業計画に基づき算出した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	225,139	655,159	0.74	-
1年以内に返済予定の長期借入金	19,572	122,258	0.62	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	5,574	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	87,288	622,780	0.64	平成30年10月～ 平成37年5月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	-	14,270	-	平成30年10月～ 平成33年9月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	331,999	1,420,041	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	183,186	141,860	141,548	134,448
リース債務	5,574	5,207	3,488	

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,202,073	2,498,179	3,968,345	5,534,194
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (千円)	201,862	359,433	553,993	695,876
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (千円)	147,804	248,541	354,143	420,193
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	8.86	14.89	21.17	25.06

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	8.86	6.03	6.28	3.91

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 2,155,050	2 1,525,606
売掛金	4 1,040,730	4 1,017,927
営業投資有価証券	-	1,100,489
商品及び製品	273,883	43,436
前渡金	34,462	29,386
前払費用	39,152	29,062
繰延税金資産	19,046	53,106
未収入金	4 129,085	4 154,092
その他	4 3,838	4 21,649
貸倒引当金	450	16
流動資産合計	3,694,799	3,974,740
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,900	73,095
車両運搬具（純額）	223	-
工具、器具及び備品（純額）	2,692	21,115
建設仮勘定	2,500	-
有形固定資産合計	8,316	94,210
無形固定資産		
のれん	28,084	36,842
ソフトウェア	204,959	591,914
無形固定資産合計	233,044	628,756
投資その他の資産		
投資有価証券	39,000	3,900
関係会社株式	30,000	921,002
関係会社出資金	9,591	14,794
関係会社長期貸付金	50,000	90,000
繰延税金資産	6,273	-
差入保証金	4 439,007	4 460,643
リース投資資産	-	105,386
破産更生債権等	37,313	25,430
その他	12,358	20,469
貸倒引当金	37,313	25,430
投資その他の資産合計	586,230	1,616,196
固定資産合計	827,590	2,339,164
資産合計	4,522,390	6,313,905

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,290,032	1,511,141
短期借入金	1 200,000	1 550,000
1年内返済予定の長期借入金	18,204	121,004
未払金	4 308,783	4 420,458
未払費用	41,158	67,455
未払法人税等	120,933	155,936
前受金	48,315	54,975
預り金	4 58,990	4 122,820
賞与引当金	7,407	9,511
ポイント引当金	3,327	4,367
株主優待引当金	15,000	26,394
リース債務	-	5,574
為替予約	4,123	-
その他	66,012	32,922
流動負債合計	2,182,286	3,082,562
固定負債		
長期預り保証金	71,184	66,910
長期借入金	81,574	468,320
リース債務	-	14,270
繰延税金負債	-	7,000
固定負債合計	152,758	556,501
負債合計	2,335,045	3,639,064

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,019,927	1,031,127
資本剰余金		
資本準備金	824,927	836,127
資本剰余金合計	824,927	836,127
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	345,134	718,689
利益剰余金合計	345,134	718,689
株主資本合計	2,189,988	2,585,945
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	39,718
繰延ヘッジ損益	2,850	446
評価・換算差額等合計	2,850	40,164
新株予約権	206	48,729
純資産合計	2,187,344	2,674,840
負債純資産合計	4,522,390	6,313,905

【損益計算書】

	前事業年度		当事業年度	
	(自	平成27年10月1日	(自	平成28年10月1日
	至	平成28年9月30日)	至	平成29年9月30日)
売上高		2 3,002,881	2	3,976,444
売上原価		45,439		30,083
売上総利益		2,957,441		3,946,361
販売費及び一般管理費		1, 2 2,450,427	1, 2	3,384,710
営業利益		507,014		561,651
営業外収益				
受取利息		150		302
受取配当金		40		40
為替差益		-		3,756
受取リース料		-	2	1,066
貸倒引当金戻入額		3,369		-
その他		1,397		1,725
営業外収益合計		4,957		6,890
営業外費用				
貸倒引当金繰入額		-		2,081
支払利息		9,478		8,162
減価償却費		-		1,140
為替差損		19,410		-
上場関連費用		18,965		21,900
新株発行費		-		8,012
その他		10,268		8,877
営業外費用合計		58,122		50,175
経常利益		453,848		518,366
税引前当期純利益		453,848		518,366
法人税、住民税及び事業税		174,974		185,685
法人税等調整額		2,989		40,874
法人税等合計		171,985		144,811
当期純利益		281,863		373,555

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	215,000	20,000	20,000	63,271	63,271	298,271	-	1,075	1,075	-	297,195
当期変動額											
新株の発行	804,927	804,927	804,927			1,609,854	-				1,609,854
当期純利益				281,863	281,863	281,863	-				281,863
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								1,775	1,775	206	1,568
当期変動額合計	804,927	804,927	804,927	281,863	281,863	1,891,717	-	1,775	1,775	206	1,890,148
当期末残高	1,019,927	824,927	824,927	345,134	345,134	2,189,988	-	2,850	2,850	206	2,187,344

当事業年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本合計	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	1,019,927	824,927	824,927	345,134	345,134	2,189,988		2,850	2,850	206	2,187,344
当期変動額											
新株の発行	11,200	11,200	11,200			22,401					22,401
当期純利益				373,555	373,555	373,555					373,555
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							39,718	3,297	43,015	48,522	91,538
当期変動額合計	11,200	11,200	11,200	373,555	373,555	395,957	39,718	3,297	43,015	48,522	487,495
当期末残高	1,031,127	836,127	836,127	718,689	718,689	2,585,945	39,718	446	40,164	48,729	2,674,840

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの..... 期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの..... 移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準および評価方法

商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3 デリバティブの評価基準および評価方法

デリバティブ..... 時価法

4 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～15年

工具器具備品 3～20年

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

無形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）5年（社内における利用可能期間）

リース投資資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

車両運搬具 10年

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金..... 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金..... 従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度末における賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) ポイント引当金..... 顧客に付与されたポイントの使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 株主優待引当金..... 株主優待の使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

7 重要なヘッジの方法

ヘッジの会計方法..... 繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象..... ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建予定取引

ヘッジ方針.....社内規定に基づき、為替変動リスクを回避する
目的で、デリバティブ取引を行っております。
ヘッジ有効性評価の方法.....為替予約取引のうちヘッジ対象とヘッジ手段
の重要な条件が同一であり、高い相関関係があると
考えられるため、有効性の判定を省略
しております。

8 のれんの償却方法及び償却期間
効果の発現する期間（５年）にわたって均等償却しております。

9 その他の財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

（会計方針の変更）
該当事項はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用について)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(営業投資有価証券について)

当社は当事業年度より、投資事業を開始しております。これに伴い、従来、貸借対照表上、固定資産の「投資有価証券」に計上していた投資育成目的の有価証券39,100千円を流動資産の「営業投資有価証券」に計上しております。

(貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行18行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	1,700,000千円	3,550,000千円
借入実行残高	200,000千円	550,000千円
差引額	1,500,000千円	3,000,000千円

- 2 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
定期預金	30,000千円	30,000千円
計	30,000千円	30,000千円

(注) 上記の定期預金は、営業債務に対する金融機関の支払保証に対して、担保に供しております。

- 3 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社東京マスターズ	150,000千円
EVOLABLE ASIA CO.,LTD	100,554千円

- 4 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
売掛金	30,717千円	62,832千円
未収入金	10,736千円	1,901千円
その他(流動資産)	603千円	13,560千円
差入保証金	56,158千円	56,107千円
未払金	8,715千円	13,243千円
預り金	53,568千円	82,289千円

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
減価償却費	39,449千円	100,438千円
給与手当	239,094千円	341,100千円
広告宣伝費	1,266,018千円	1,891,667千円
販売手数料	310,926千円	233,528千円
賞与引当金繰入額	7,407千円	9,511千円
貸倒引当金繰入額	1,078千円	394千円
ポイント引当金繰入額	2,563千円	1,040千円
株主優待引当金繰入額	15,000千円	46,836千円
おおよその割合		
販売費	64 %	63%
一般管理費	36 %	37%

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	51,424千円	58,151千円
販売費及び一般管理費	65,431千円	134,488千円
営業外取引による取引高		
営業外収益(受取りース料)	- 千円	1,066千円

(有価証券関係)

子会社株式、子会社出資金及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式、子会社出資金及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式、子会社出資金及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成28年9月30日	平成29年9月30日
子会社株式	26,000	921,002
子会社出資金	9,591	14,794
関連会社株式	4,000	-
計	39,591	935,797

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
税務上の売上認識額		30,551
未払事業税	9,093	9,208
貸倒引当金	16,754	13,033
賞与引当金	2,886	3,463
株主優待引当金	4,628	8,144
減価償却費超過額	513	337
その他	3,748	2,414
繰延税金資産小計	37,626	67,152
評価性引当額	12,306	2,231
繰延税金資産合計	25,320	64,921
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		18,617
繰延ヘッジ損益		199
繰延税金負債合計		18,816
繰延税金資産純額	25,320	46,105

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産(負債)の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれておりません。

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
流動資産 - 繰延税金資産	19,046 千円	53,106 千円
固定資産 - 繰延税金資産	6,273 "	"
固定負債 - 繰延税金負債	"	7,000 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
法定実効税率	33.1%	30.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%	3.2%
住民税均等割	0.5%	0.4%
税率変更による影響	0.6%	%
評価性引当額の増減	1.3%	2.0%
過年度法人税	3.6%	4.8%
その他	0.5%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%	27.9%

(企業結合等関係)

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	2,900	75,878		5,682	73,095	5,682
	車両運搬具	223		170	53		
	工具、器具及び備品	2,692	24,577		6,154	21,115	13,442
	建設仮勘定	2,500		2,500			
	計	8,316	100,455	2,670	11,890	94,210	19,125
無形固定資産	のれん	28,084	21,600		12,841	36,842	
	ソフトウェア	204,959	462,660		75,705	591,914	
	計	233,044	484,260		88,547	628,756	

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェアの増加額 本社 自社利用の旅行業務に関わる業務システム 462,660千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	450	16	450	16
貸倒引当金(固定)	37,313	2,081	13,963	25,430
賞与引当金	7,407	9,511	7,407	9,511
ポイント引当金	3,327	4,367	3,327	4,367
株主優待引当金	15,000	46,836	35,442	26,394

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	3月31日 9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載します。
株主に対する特典	なし

(注) 1 単元未満株式の買取りを含む株式の取り扱い、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が直接取り扱います。

2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24上の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第10期(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)平成28年12月28日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年12月28日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第11期第1四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)平成29年2月 日関東財務局長に提出。

第11期第2四半期(自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)平成29年5月 日関東財務局長に提出。

第11期第3四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)平成29年8月 日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券届出書及びその添付書類

新株予約権発行 平成29年7月7日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(4)に係る訂正届出書を平成29年7月18日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書

平成28年12月26日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第6号の2及び第8号の2の規定(子会社の異動、株式交換、子会社取得)に基づく臨時報告書

平成29年9月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第6号の2及び第8号の2の規定(子会社の異動、株式交換、子会社取得)に基づく臨時報告書

平成29年11月6日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月22日

株式会社エポラブルアジア
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員	公認会計士	岩田巨人
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	川村啓文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エポラブルアジアの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エポラブルアジア及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年9月11日開催の臨時取締役会において、会社を株式交換完全親会社、株式会社エヌ・エイチ・シー・フィフティーンを株式交換完全子会社とする簡易株式交換を実施することを決議し、平成29年10月6日付で株式交換を実施して同社を完全子会社化した。

また、重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年10月10日開催の臨時取締役会において、株式会社エヌズ・エンタープライズの一部の株式を取得し、その後、会社を株式交換完全親会社、同社を株式交換完全子会社とする簡易株式交換を実施することを決議し、平成29年10月10日付で株式を取得し、平成29年11月6日付で株式交換を実施して同社を完全子会社化した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査人の責任

- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年12月22日

株式会社エポラブルアジア
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員	公認会計士	岩田巨人
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	川村啓文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エポラブルアジアの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エポラブルアジアの平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年9月11日開催の臨時取締役会において、会社を株式交換完全親会社、株式会社エヌ・エイチ・シー・フィフティーンを株式交換完全子会社とする簡易株式交換を実施することを決議し、平成29年10月6日付で株式交換を実施して同社を完全子会社化した。

また、重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年10月10日開催の臨時取締役会において、株式会

社エヌズ・エンタープライズの一部の株式を取得し、その後、会社を株式交換完全親会社、同社を株式交換完全子会社とする簡易株式交換を実施することを決議し、平成29年10月10日付で株式を取得し、平成29年11月6日付で株式交換を実施して同社を完全子会社化した。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査人の責任

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。